

# 日本人監督（主教）自治管轄教区の形成（一）

## —日本聖公会東京教区・大阪教区成立への道程—

大江 満

### はじめに

英米聖公会の伝道地では、アフリカや中国のように現地人が主教に聖別されても、それは欧米主教の補佐としての自治管轄権のない地位であり、現地人による独立した主教管轄権の成立は、二〇世紀に入った一九二三（大正一二）年まで待たなければならなかつた。全世界の聖公会ではじめて現地人主教の独立自治を実現したのは、日本聖公会の東京教区と大阪教区である。だが、それは容易には実現しなかつた。最初の日本人主教が誕生するまでの道程を検証した先行研究は存在しない。本稿は、日本聖公会総会における日本人主教資金（一章）と主教区制定（二章）をめぐる動向をまず明らかにして、それまでは

日本人主教の実現に向けて提起された外国人主教と日本人聖職の諸論を照査する（三章）ことで、双方の思惑の交錯を考察し、なかなか成就しなかつた日本人主教が聖別されるまでの経緯とその内実を探ることにしたい。

なお、以下の本文では、現在の「主教」（bishop）という呼称を、当時呼称されていた「監督」（bishop）と表記する。現在の司祭は、当時「長老」と呼称されており、引用史料では「長老」と表記するが、本文では、長老教会の「長老」との混同を避けるため「司祭」と表記する。

日本聖公会では一八九四（明治二十七）年の臨時総会において、日本人の自治管轄区が成立した場合は、その領域を「教区」（Diocese）と呼ぶことにし、それまでは

「地方部」(Missionary District)と呼ばれていた。米国聖公会系ミッションの管轄は、一九〇〇(明治三三)年の時点で北東京と京都の二地方部。一九一〇(大正九)年の第一三総会で北東京地方部から東北六県が分離独立し、米国系の東北地方部が新設された(米国系三地方部)。

一九一一(明治四四)年の第一〇総会では英國教会系ミッションの南東京地方部から中部四県が分離独立し、カナダ聖公会ミッショント管轄の中部地方部が新設され、それ以外はすべて英國教会系ミッション管轄地方部であった(英國系四地方部—北海道、南東京、大阪、九州)。一九一三年までこれら日本聖公会の八地方部はすべて外国人監督が管轄していたのである。ちなみに、一九二三年に日本人監督管轄の一教区(東京、大阪)が新設されたものの、それ以外の従来の八地方部は、それ以降も依然として外国人監督が管轄していくた。

## 序

自治管轄権をもつ日本人監督を推挙し、その管轄教区を形成することは、外国ミッションへの経済的依存が続いていた日本聖公会にとって、一八八七(明治二〇)年の組織成立以来の念願であった。日本聖公会が成立しても、日本聖公会をとりしきっていたのは、各地方部の管轄権をもつ英米人監督たちだったからである。このため、

自らの管轄権を有した日本人監督を得ることへの日本人信徒の待望は、外国ミッションも理解していた。

当初から日本聖公会では、外国人宣教師も日本人聖職信徒も、将来の日本人監督は自給を前提とするという包括的合意が、英米監督管轄権問題以降半ば伝統となっていた。一九〇二(明治三五)年の日本聖公会第七総会では、自給教会による支援を条件とした日本人監督が選出されたら、外国人監督はどうなるのかという質問に対し、北東京地方部監督で総会議長でもあった米国人監督ジョン・マキム(John McKim)は、日本人監督教区として組織された領域から外国人監督は撤退するであろうと返答し、一人の日本人監督が日本全国の自給教会に管轄権をもつことが許されるかどうかを問われると、すぐに返答できるほど単純な問題ではないが、マキムがみる限り、それは可能であろうと応答している<sup>(1)</sup>。また、大阪地方部の英国人監督ヒュー・ジェイムズ・フォス(Hugh James Foss)も、日本人聖職代議員の質問に答えて、自給を条件として日本人監督が同地方部で選出されれば辞任することを表明し、九州地方部の英国人監督ヘンリー・エヴィントン(Henry Ewington)も同地方部で日本人監督が選出されるときは自らの辞任の意思を表明している<sup>(2)</sup>。これについて、米国聖公会伝道機関誌『スピリット・オブ・ミッションズ』の一九〇二年七月号は、日本

聖公会第七総会のもつとも重要な決議は、日本人監督の制定と資金積立計画であつたと報じ、マキムがかれの管轄圏内の東京で一〇年以内に日本人監督が着手され、三年後の一九〇五(明治三八)年の第八総会には日本人監督が議長になる可能性さえ言及したことに触れている。さらに、ロシア正教会のニコライ主教は、正教会の日本人「主教」の夜明けの微光さえないと言つていたといわれているが、マキムは日本聖公会の日本人監督または日本人監督たちの選出は、外国人監督の日本からの撤退を意味せず、前者はよく制定された事業を監督し、後者は新しい任地に教会を入植し育成する活発な運動を引き続きた主導することになるだろうと、第七総会が示唆していると記述した<sup>(4)</sup>。

けれども、米国聖公会内外伝道協会理事会総幹事(General Secretary of the Board of Managers of the Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA) ヘーヤー・ヤルデン・ロイド(Arthur Selden Lloyd)は、監督として資質ある日本人聖職が存在するというマキムの考えに一九〇四(明治三七)年に同意するが、日本人が日本人監督を経済的に完全に支えるまでそれは延期するよう勧告した<sup>(5)</sup>。

一九〇五年七月中の『スピリット・オブ・ミッション

ズ』は、同年五月に開催された日本聖公会第八総会について言及し、もつとも関心のあった問題は、一九〇二年の第七総会とおなじく、日本人監督の設立についてであり、日本聖公会が一〇年以内に経済支援を保証する日本人監督の着手を要請すると考えられていることを報告した。そして、その場合、その日本人監督教区は少なくとも一〇個の自給教会で構成されるかなり小さな管轄区になる見込みのため、東京、京都、大阪のいずれかになると予想したうえで、東京と京都に居住している米国聖公会の監督は、日本人監督が管轄することになるそのうちの一つの地域から退き、他の未開拓地域の伝道活動に従事すると言及している<sup>(6)</sup>。

これらの動向をふまえ、一九〇七(明治四〇)年に開催された米国聖公会総会および翌年のランベス会議、一九一一年(明治四四)年の日本聖公会第一〇総会は、自給による日本人監督の選出を、自治監督教区の前提条件として正式決議していった。

こうした自給を前提とした独立管轄権をもつ日本人監督を実現するためには、日本人監督を支える日本人による経済基盤と、外国人監督管轄の現地方部との関連を考慮した新たな日本人監督が管轄する教区形成のための教會法制度上の整備が必要であった。両者は分離しがたい問題であったが、自給と教区制定の問題は、日本聖公会総

会においても、しばらく不明瞭な事態が続いたのである。

## 一章 日本聖公会監督資金

### 一 日本聖公会第七総会の監督資金局設置

#### 監督資金局法案の可決

日本聖公会第六総会に先立つ三か月前の一八九九（明治三三）年一月一八日、東京芝区栄町聖アンデレ聖堂において、東京南部第三回定期地方会が開かれ、「日本監督設立ノ時期ハ前途尚望洋ノ感アリト雖モ今日ノ急務ハ第一着ニ幾何ノ義捐金ヲ募集シテ之ヲ日本監督設立資金ノ基礎トシテ歳月ト共ニ之レガ増殖ヲ計リ以テ他日聖公会独立ノ準備ヲ始ムルニ在リ」との趣旨から、「当地方部監督ヲ大日本監督設立資金募集委員長トスルコト」という第九号議案が可決された。<sup>(4)</sup>

このため、南東京地方部の聖職吉沢直江と同信徒矢島巳之助は、同年四月二〇日、東京築地聖三一大聖堂で開催された日本聖公会第六総会に、第三二号議案として「邦人監督設立資金案」を提出した。その内容は、日本聖公会各地方部は日本人監督設立資金積立法を設け、資金の募集・保管をする委員を挙げ、収利のため積立資金を銀行に預金し、他地方への貸与のため適当な法を制定

すること、また現地方部変更の場合は特別委員によつて諸監督とともに積立資金の分配法を取り決めること、各地方部委員は年報を作成し、集金募集や状況を広告することなどであった<sup>(5)</sup>。だが、現在すでに監督資金積立法を実行している地方部はいくつかあり、あらためて議定する必要もないとして否決され、この議案は消滅した<sup>(6)</sup>。つまり、これは日本聖公会中央の監督設立資金ではなく、各地方部における監督資金の準備をうながすものであつた。中央としての監督資金局法案が提出されたのは三年後の第七定期総会においてである。

一九〇二（明治三五）年四月一〇日、京都聖三一教会で開催された日本聖公会第七総会は、教区改正案（二章で後述）など日本人監督区を射程に入れた出発総会となつた。この第七総会は、諸議案調査特別委員報告案をもとに修正された監督資金局法案を可決する。原案提出者の名出保太郎によると、これは日本聖公会の教会の独立を奨励すると同時に、独立する邦人監督を置くための準備であり、募集とともに直ちに邦人監督を選ぶという意ではないと説明している<sup>(7)</sup>。監督資金局は「新ニ監督ヲ立テントスル教区ノ為メ其俸給ノ全部又ハ幾分ヲ補助スル」ことを目的とし（第一条）、資金は個人または団体の寄附金とし（第二条）、資金局役員は諸監督と定期総会で推举された六名を委員とする（第三条）というものであつ

た。

組織成立二十周年記念資金募集額をめぐる論議

この第七総会に続いて「紀念トシテ資金募集ノ件」が提出された。その「日本聖公会創立廿年ノ紀念トシテ明治四十一年迄ニ金二万円ヲ募集シ日本監督資金局資金トナス事」の原案は、「其募集及管理ハ監督資金局役員ニ一任ス」との但書を加えることという議案調査特別委員報告案によって一部修正された。このとき、「金二万円」をめぐって議論が紛糾したため、さらに修正されることになった。

教派設立二十周年に向けて、五年後の一九〇七（明治四〇）年までに日本人監督のため募集する具体的な目標金額に關して、原案の「二万円」をめぐっては、次のような意見が出た。杉浦義道（聖職代議員）は、監督は年給三千円・運動費一千円を要するので、一〇万円の資金を要するが、現時点では難しいため五万円とすること。大倉本澄（信徒代議員）は、三万円の修正案を提出し、元田作之進（聖職代議員）がこれに賛成する。これに対し反対派のC・F・ワーレン（Charles Frederick Warren/CMS宣教師）は、各地方に監督資金局があるのに、この議案を廃止してその資金を拡張することを唱え、白石村治（信徒代議員）も、各自教会独立したの

ちに初めて日本人監督設置の運びになるべきで、このようない性質の募金は反対であると原案に反対した。ワーレンが、地方部での監督資金積立の拡充を中央の監督資金集積よりも優先したことは、地方と中央に募金が拡散する非有効性を懸念したからであろうし、白石が各教会独立の実現を優先していることは、総論として中央の教会機関に資金が流入することで各個教会の独立が妨げられるとの杞憂がうかがえる。

しかし、これに対するは、原案の二万円への賛成意見が出た後、田村初太郎（信徒代議員）は百万円も募集したいところであるが、現況を考慮して原案の二万円に賛成し、安田繁太郎（信徒代議員）も二万円に賛成して、原案を擁護した。ところが、伊藤重吉（信徒代議員）は、地方の一年間の集金額は二万五千円余りであり、五年間で二万、三万の募金額は困難であること、執事や司祭を求めながらも自給できないため無牧の教会が多いなかで、一足飛びに監督資金募集は間違いであり、原案の延期を主張した。そこで登場したのが、従来募金の議決をしながら実行できたものは、はなはだ少ないとから、金額を定めず感謝記念金として募集するという、覚前政蔵（聖職代議員）による折衷案である。J・L・パットン（J. Lindsay Pattison/米国聖公会宣教師）はこの問題が信徒代議員に大いに関係するものであるため、採決を聖

職と信徒を別々にすることを唱え、これに賛成者を得た。この後、マキム（米国人監督）は原案提出者の考えに賛意を表しながらも、監督就任当時から着手式の信施金をマキムはこの目的のため貯蓄しているが、その貯蓄額は開始から九年経過して北東京地方部で三百円、京都地方部で八百円（実際の教会の出金は三百円位）であり、北東京地方部には一つも独立教会がなく、牧師給料半額を支出する教会もない現状で、もし五年間に二万円を募集するなら、本年中に東京市内の諸教会に独立を催促したいとし、覚前案と同様に金額を定めることは好まないと言及したのであった。この結果、議長は原案の修正を二つに集約し、第一は二万円を三万円とする説、第二は「金二万円」を「感謝紀念金」として金額を定めない説として、第一の採決を聖職、信徒別に行つたところ、これが大多数で通過したため、結局、金額を定めずに募集することに可決した。<sup>12)</sup>

## 二 地方部監督資金の一元化

### 地方と中央の監督資金の不明瞭な関係

このように一九〇二年の日本聖公会第七総会が、日本聖公会中央の監督資金局設置を可決し、五年後の一九〇七年の組織成立二〇年を記念して募集する感謝献金を、金額を定めずに監督資金局に編入することを確定したこ

とは、ようやくではあるが日本人監督教区実現に向けて出立の途についたことを意味した。しかし、同総会でこれらの議案への反対派が主張したように、これは各個教会の自給を妨げたり、各地方部での監督資金積立と抵触する可能性が懸念されるものでもあった。けれども、同総会は、中央に集積する監督資金と各地方部で積み立てている監督資金との関係を明確にできずに終わってしまった。これは将来の日本人監督教区設置がからんだ教区改正案とかかわるものであつたが、それについては一定の指針が示されながら、指名された特別委員が次回総会で報告するものとして不明瞭なまま延期されてしまう。一定の指針とは、二章で後述するように、将来日本監督教区として適当な区画を定めること、その教区内において若干の自給教会が監督資金を準備した時には総会決議を経て監督推举を行うこと、こうした監督教区設立までは現在のままですることなどである。<sup>13)</sup>つまり、将来区画が定められる日本人監督区内で「若干の自給教会が監督資金を準備」することが、日本人監督と監督誕生の前提とされながら、日本聖公会中央の監督資金局へも寄金を要請されるという、日本聖公会各地方部に属する邦人信徒にすれば、地方と中央への「寄付」という名の二重税との感を払拭しきれない内容になつたのである。

このため、この二年後すなわち第八総会の前年にあた

る一九〇四年四月一三日開会の第六回北東京地方会は、議事二号「本地方部に積立られたる監督資金を総会に建設せし日本監督資金局に寄付する事」を否決することになる<sup>66</sup>。日本聖公会第八総会（一九〇五年）の監督資金局会計報告によると、北東京地方部（五〇〇円）だけではなく、大阪地方部（四一七円）、九州地方部（九〇円）も、それぞれ地方部で積み立てた監督資金を中央に寄付していない。ちなみに、中央の監督資金は、資金局が設置された前総会から三年経過したこの時点で一・七二〇円八七銭である。中央へ寄付しない右記三地方部保管の監督資金も総額で千円余りであり、仮にこれを含めたとしても、日本聖公会組織成立二〇周年まで残り二年で、修正されたにせよ当初原案で提示されていた目標額二万円は絶望的であった。中央と地方の監督資金の均衡を不明確なまま放置したことは、資金をどちらかに偏向させることよりも、どちらの寄金にも消極的という結果を招くことになったのである。このため、第八総会は次のような議案第一〇号を可決しなければならなかつた。

### 地方積立監督資金の中央への吸収

議案第一〇号は「資金局会計報告ニアルガ如ク或地方部ニ於テハ寄附金更ニナキヲ以テ委員ヲ立テテ資金局現在金及び加入地方積立金額ノ取調及ビ資金収集ノ為取

ルベキ統一方針ヲ調査セシメ」とし、その収集の方針として、各地方部の監督資金の収金はみな、将来の日本人監督教区の設置されるまで、中央資金局に委託し保管されること、これまで各地方部に蓄積した資金とまだ資金局に保管を託していない地方部は、中央監督資金局が調査したその資金額を委託すべきことを当該地方会に勧告すること、一九〇七年の組織二〇周年の感謝記念金は中央監督資金局に属し、各地方個人有志ノ寄付はみなこれに加えること、資金収集とその保管法は監督支局委員に全任することなどとしたのである。

このように、第八総会は地方部積立の監督資金を中央の監督資金局へ委託させるよう勧告することで、将来の日本人自治教区のための準備資金に関して、中央と地方の不明確な関係を中心収斂していく方針を示すことになつた。しかし、それには将来の日本人監督教区の区画制定問題がともなわなければならない。ところが、前回の総会で報告義務を課せられた「日本監督教区制定委員」の報告は、多数意見と少数意見を併記したものになり、第八総会はこれについての三議案を六委員に委託し、再度次回総会で報告されることになったのである<sup>67</sup>。

### 三 第九総会後の監督資金準備会の組織

#### 監督資金局決議

監督資金と教区制定の方針が整うという、内実をともなう日本人自治教区への歩みが始まつたのは、「日本聖公会監督教区制定案」を決議する日本聖公会第九定期総会である。時すでに一九〇八（明治四一）年であった。監督資金局を設置した第七総会から六年が、また組織成立二〇周年からも一年が経過していた。

その一九〇八年の第九総会で報告された監督資金は七・〇三六円六六銭三厘<sup>錠</sup>、一九〇七年の組織成立二〇周年記念目標額として一九〇二年の第七総会において修正前の原案で言及されていた二万円の約三分の一である。それでも、北東京、大阪、九州の各地方部の中央に未納であつた地方部積立の監督資金が中央に編入されたこともあろうが、第七総会から第八総会までの三年間の一・七二〇円八七銭に比べれば、組織成立二〇周年を中途で迎える第八総会から第九総会にかけての三年間はかなりの増額を記録したことは事実である。こうした経過をふまえ、第九回総会直後の一九〇八年五六日、マキム監督邸で日本聖公会監督資金局委員会が開かれて、監督を含む一二名によって左記の八件が議決された。

1 本局の一教区に与ふる補助金は資金利子の三分の一を超過すべからざる事。

2 前項の補助金額以外の負担は当該教区の責任とす。

3 邦人監督俸給額及び補助額は本局及び日本聖公会教務局該教区の代表者との協議によつて定むる事。

4 本局に於て補助を不必要と認めたるときは補助を停止す但此場合には一ヵ年の猶予を与ふるものとす。

5 二十年感謝金予約未納は各地方支部委員に其徵収を委託する事。

6 監督資金準備会を組織する事、但書記に於て左の規則に勧誘文、申込書を添へて五千枚を調整する事。

#### 監督資金準備会

第一条 本会の目的は邦人監督資金を準備し日本聖

公会の自給を完成するにあり

第二条 本会会員は毎月金三円宛三カ年間拠出するものとす但一人にて幾口をも引受くることを得

第三条 本会の事務は監督資金局委員之を処理するものとす

第四条 各地方部の監督資金局支部委員をして本会

の醵金を取扱はしめ且同志の入会を勧誘せしむるものとす

第五条 本会の経費は資金局より支弁するものとす

第六条 入会者の氏名口数並に譲金收入は便宜日本聖公会の諸雑誌に広告するものとす

第七条 本会の収入は毎年一月之を報告するものとす

7 本勧誘の為めに支部委員に於て必要と認めたる場合には一地方に対し金七拾円以内を支出するものとす

8 今後常務委員会を毎年左の四回開会するものとす

三月 六月 九月 十一月 第一土曜日午後二時

三か月後の一九〇八年八月には日本聖公会監督資金局委員一二名によつて「監督資金準備会趣意書」が作成され、同年一〇月の同派米国系邦人機関誌『基督教週報』(のちに日本聖公会機関誌となる)に同会の規則<sup>10</sup>が掲載されて、次回第一〇総会で報告された<sup>11</sup>。監督資金局は積極的な稼働を見せはじめた。

#### 不透明な監督俸給補助額

このように一九〇八年五月の監督資金局委員会の決議事項や、そこに含まれる監督資金準備会規則に、監督資金局支部委員を各地方部に設け、彼らが中央の監督資金局のために精力的に活動することを明記したことは、監督資金に関する中央と地方の排他的関係の解消には貢献したであろう。ただ、一九〇八年五月の監督資金局の決

議1は、監督資金局が一教区に与える補助金は資金利子の三分の一までとし、それ以外の負担は教区の責任としていた。そこで、当時の額をみてみると、一九〇八年四月の第九定期総会で報告された監督資金局会計の「本部預金利子」は三七九円九三錢四厘<sup>12</sup>、一九一一年四月の第一〇定期総会報告の同局会計の「本部預金利子」は九六円三九錢であり<sup>13</sup>、一九〇八年の時点で一教区に補助金として提供される監督資金局利子の三分の一以下の金額は上限で一二六円余り、一九一一年の時点でのそれは三三二円程度の額であった。同様に一九一四年の第一定期総会の報告では「利子」一・〇二九円五七錢となり<sup>14</sup>、その三分の一は三四三円ほどである。中央の監督資金から一教区が補助金として受ける金額がこのように三百円余りであるなら<sup>15</sup>、将来自給教区を目指す各地方部内の諸教会にとつては、教会自身の自給達成努力に加え、その自給教会が連合して形成する教区の監督資金(一九〇二年の第七総会である聖職代議員は、給与・住宅費、運動費などを合わせて年額五千円と見積もつている)を捻出することが求められるなかで、とても三百円程度の中央からの補助金だけを頼りにすることはできなかつた。さらに、監督資金局を設置した一九〇二年の第七総会での可決原案では、監督資金局第一条として、「新ニ監督ヲ立テントスル教区ノ為メ其俸給ノ全部又ハ

幾分ヲ補助スル（傍線引用者）」ことを目的とすると唱えていたものが、一九〇八年四月の第九総会で決議された改正法規や同年五月の監督資金局決議<sup>3</sup>では、日本人

監督の俸給額とその補助額は、日本聖公会監督資金局と協議しその同意を得ることとされて、具体的な支援が監督資金局設置当初よりも不明瞭になっていた。監督俸給への中央の補助額は、当然資金局の集積状況に影響されるから、一九〇五年の第八総会で各地方部積立の監督資金を中央の監督資金局に収納させ、組織成立二〇周年記念の感謝募金を監督資金額に編入しても、当初の見込みをはるかに下回る資金総額をみれば、各地方部では中央の監督資金から監督俸給補助額に大きな期待を寄せるることは難しく感じられたであろう。一九〇八年の日本聖公会第九総会は、新教区は監督俸給三分の一以上の負担とその一年分を予納することという改正法規を決議したが<sup>4</sup>、総会提出前の起草案と比較すると、監督俸給の新教区負担が二分の一以上から三分の一以上に減額設定されたものの、三カ月分の予納が一年分の予納へと増額しております<sup>5</sup>、また監督資金局との協議と合意で決まるという監督俸給の教区負担も三分の一でなく三分の一以上になる蓋然性は大きかった。

#### 四 監督資金額の推移

##### 自発的寄金としての監督資金

ところで、総会は、総会経費として受聖餐者（信徒）数に応じて各地方部に負担金を割り当ててきた。さらに一九〇八年の第九総会は教務局を新設したことで、その経費を各地方部に課した<sup>6</sup>。日本聖公会伝道局も、経費の独立自給のため各地方部受聖餐者数に割り当た負担金を各地方部に請求することにし、承認したのは北東京、京都、大阪の三地方部のみと一九〇八年の第九総会の冒頭では報告していた<sup>7</sup>が、同総会は第一七号議案として伝道局募金割当を可決し、各地方部から分担金を徴収することにした<sup>8</sup>。こうして、各地方部から総会に収められる受聖餐者（信徒）一人あたりの負担金（総会経費、教務局経費、伝道局経費）が信徒には重くのしかかつていたのである。このことは、一九一四年の第一一総会で教務局経費賦課を各地方部が未納にしている現状が報告され<sup>9</sup>、教務局の経費徴収として現受聖餐者一名につき五銭以下の分担を求めた議案が消滅していることからも推察される。このため そうした割当負担金という措置を中央の監督資金に適用することはできなかつた。中央の監督資金はあくまでも地方部内の教会や個人からの自発的寄金に頼らざるを得なかつたのである<sup>10</sup>。

## 教務院財務局・機構改編と恒常的な外国人委員長

また、日本聖公会の自給教会の増加による日本人監督の選立とその教区設置のための資金募集を訴える一九〇八（明治四一）年の監督資金準備会趣意書に名を連ねる一二名のうち半数が、冒頭の委員長以下六名の外国人（英米）監督であったことは、外国人から自給自立をうながされているような奇異な印象を、読者の邦人聖職信徒に与えたかもしれない。六年後の一九一四（大正三）年の日本聖公会第一定期総会でもマキム監督が監督資金局委員長となっている。

その一九一四年の第一総会は教務局を解消して総務・伝道・財務・文書の各局を統合した新設中央機関の教務院を新設するが、監督資金準備会の母体である日本聖公会監督資金局はこのとき廃止され、教務院財務局に吸収されることになった<sup>60</sup>。中央の監督資金のための独立機関はこうして一九〇一（明治三五）年の第七総会から一二年後に喪失したのである<sup>61</sup>。教務院が同院細則を決めるまでは在來の規定が保留されるため、同院財務局が監督資金会計を後継できたのは、教務院常議員会が同院細則の原案を作成して仮にこれを実施するとした一九一五（大正四）年一月においてである。以後、財務局は月一回の局員会を開くことになるが、理事の欠席が多く流会となり、局長の裁量で事の処理に当たることも多く、

さらに、最初の財務局長は日本人ではなく外国人 C. S. ライフスナイダー（Charles Shriver Reifsneider／米国聖公会宣教師、聖職代議員）であった。ライフスナイダーはその後米国旅行のため、日本聖公会第一二総会に提出する予算案などの事務をみるとことができないと理由で辞任し、多川幾造（聖職代議員）が代任しているが、このように、外国人が監督資金局委員長や教務院財務局に就任することが、かえって実務面での支障になつたことを暗示している。このため、当初の設置趣旨が教務院の組織機構に貫徹されていないと嘆く「一九一七（大正五）」年の第一二総会提出の財務局報告は、「本局の取扱たる事務の中監督資金に対する寄付の少なきは特に議員諸氏の注意を促さんと欲す」と監督資金局を吸収後継した財務局が、監督資金に関して機能していない状況を明記せざるを得なかつた<sup>62</sup>。中央の監督資金が停滞する原因には、こうした組織上の問題も加わつたのである。

## 第一四総会までの資金推移と期待できない監督資金

こうして、六年後の一九一四（大正三）年に財務局に吸収される監督資金局は、一九〇八（明治四一）年の時点で監督資金準備会を設置していたものの、それ以降の三年<sup>63</sup>との総会での収金額は、第七一八総会（一九〇一～〇五年）までの三年間の収金額一・七二〇円八七銭に微

増した程度の割合で推移していく。しかもその収金額から利子分を除いた各地方からの三年毎の寄金総額の推移をみると、五百円から多い時で千円余りと、収金額の四分の一から半分程度にとどまった。

第一〇総会（一九一一年）報告の監督資金総額（差引残高）は八、七〇二円五一銭、前総会から三年間の収金額は一・六六五円八四銭七厘で、第七一八総会間の一・七二〇円八七銭と比較すると微減しているが、そのうち利子が九九六円三九銭であり、各地方部からの寄金額は六七〇円足らずと、収金額の三分の一程度である。<sup>10</sup>

第一総会（一九一四年）での総額は一〇・七三五円八三銭五厘であるが、教務院伝道局台南聖公会・台北聖公会分への貸金として六、七八七円一九銭は手元になく、前総会からの三年間の収金額は二・〇三三三円三三二銭五厘で微増しているが、そのうち約半額の一・〇二九円五七銭は利子<sup>11</sup>である。

第一二総会（一九一七年）での総額は一三・三五七円八六銭、前総会から三年間の収金額は二・六二二円二銭五厘で前総会との比較では六百円足らずの増加になっているが、この二・六二二円のうち各地方部からの寄金総額は収金額の四分の一に満たない五七三円三七銭五厘で、残りは利子分である。この時点での監督資金総額一三・五七円八六銭のうち七・二二八円五一銭は、伝道局台

南聖公会・台北聖公会分へ貸付けていて、伝道局も監督資金からの負債額として報告しており、手元にない。<sup>12</sup>

第一三総会（一九二〇年）の総額は一六・二〇一円六七銭であるが、前総会と同様に伝道局台南聖公会・台北聖公会分への貸付として五・四五五円八〇銭は手元になく、前総会から三年間の収金額は二・八四三円八一銭で微増しているが、各地方部からの三年間の寄付総額は収金額の三分の一あまりの一・〇七八円一八銭五厘である（京都地方部寄付金は後に入金していく計算されておらず、その二・一六円四銭を加えると一・二九四円二二銭五厘となるが、それでも収金額の半分に達しない）<sup>13</sup>。

第一四総会（一九二三年）になると、資金総額は二・五一円九六銭、伝道局への貸付金として手元にない金額も三・五八九円七六銭に減額している。前総会から三年間の収金額は六・三一九円二九銭五厘で、第八一九総会（一九〇五—八年）に勝る増額を記録した。これはこれまでの銀行預金利子、貸付金利子に加え、公債利札と公債買入れによる額面上の収益を入れたためで、利子総額は四・五一三円五銭。各地方部の寄金総額は収金額の三分の一に満たないものの一・八五一円四四銭五厘であった（この後、京都地方部から一一五円七三銭が入金されており、これを加えると二千円近くになる）<sup>14</sup>。

このように、中央の監督資金額に問題を限定するなら、

かつての五年（一九〇二—一〇七年）で目標額とした二万円（修正前の原案）を超えたのは、日本人監督とその教区が誕生することを認めた第一四総会の一九二三（大正一二）年であり、その時、中央の監督資金局を設置した第七総会からは、七つの総会と二一年が経過していたのである。

第七総会から一〇年後の一九三一（大正一二）年五月、北東京・南東京地方部の自給教会と、京都・大阪地方部の自給教会から、東京と大阪の教区設置申請書を受理した教務院は、二回の本院総会でこれを了承し、翌年の日本聖公会第一四総会に報告した。両教区設置を可決した

この総会への教務院報告によると、五年間限定の教区監督俸給補助額として、財務局保管の監督資金利子から三八五円<sup>44</sup>、外国人諸監督の手元にある監督補助資金から六〇〇円、中部地方部ハミルトン監督から一五円の年額一千円の補助を定めている<sup>45</sup>。援助の六割以上を出した外国人諸監督の手元にある監督補助資金<sup>46</sup>が、なぜ日本聖公会中央の財務局監督資金に投じられてこなかつたかについては、財務局監督資金から伝道局など他への貸付金による現在残高不足を補うためもあるが、監督資金を独立保管すれば資金利子三分の一という規定に抵触せずに高額援助が可能になるからであろう。日本人監督自給過程においても外国人諸監督の経済的支援を必要として

いたのである。

日本人監督誕生から三年後の第二五総会（一九二六年）での監督俸給出納決算をみると、監督就任から二年四ヵ月の支出総額一二・六〇七円八銭（東京教区監督俸給七・〇〇〇円、大阪教区監督俸給五・六〇〇円）の三分の二ほどを、東京（五・〇〇〇円）と大阪（三・〇五〇円）の両教区が負担している<sup>47</sup>。三分の一以上の負担を求められるなか三分の一を負担した新設教区にとって、中央の監督資金への依存は、当初から一貫して覚悟していた<sup>48</sup>よう多くを期待できないものだったのである。

## 二章 日本監督教区の法規制定

### 一 第七総会の三議案

日本聖公会の監督教区改正案が登場したのは、中央の監督資金局設置が可決された一九〇二（明治三五）年の日本聖公会第七総会である。しかも一挙に三議案が提出された。深澤鑑十郎（信徒代議員）提出の第八号議案は、日本聖公会監督教区を、北海道・東京・名古屋・京都・大阪・九州の各地方に地域分割した六区としたうえで、東京、大阪の両都市で混合する英米ミッションの事業は従来通り変更せず、監督職務を行う場合のみ、東京では

英國ミッショーンの代表者としてオーデレー（William Awdry）英國人監督をマキム米国人監督の「補助監督」とし、大阪では米國ミッショーンの代表者としてパートリッジ監督をフォス英國人監督の「補助監督」とすることを提案した。

#### 第九号議案一区画を限定しない自給一〇教会一

次に、早川喜四郎（聖職代議員）が、「監督教区ノ設立ハ自給教会十ヶ所以上ヲ生シ監督俸給及必用ナル経費ノ準備ヲ整ヘタルトキニ於テ自給教会及外国伝道会社ニ関係ナキ教会講義所伝道地ヲ以テ組織ス、自給教会ノ数増加シ経費ノ準備整ヒタルトキハ総会ノ決議ニ依リ教区ヲ増加スルコトヲ得」という第九号議案を提出する。

ところで、この直後に（英米外国人）監督会は第一〇号議案として、日本人監督の聖別を望むときは、監督の住宅と少なくとも月給一二〇円の保証を監督会に出し、その俸給額の三分の二は監督資金の利子から出さないことをいう法規第一章付則第四議案を提出し、自給教会が負担する監督の必要経費の具体的な金額を提示した。

#### 第一一一号議案一一定区画内の自給六教会一

そして、第一一一号議案として、米国人宣教師T・S・ティンギ（Theodosius Stevens Tyng）は、「一地方一

市、或ハ一府ニ於テ六ヶノ自給教会を生スルトキハ其自給教会牧師及ヒ一人ノ選出代議員ハ協議シテ一教区ヲ組織シ定期総会の認定ヲ乞フベシ、総会ノ認定ヲ得タル後直チニ監督ノ推举ヲナスベシ」という教区組織案を提出した。けれども、第八・九・一〇・一一号のいずれの関連議案も教区改正委員付託とされたため、マキム総会議長は、監督・司祭・信徒各六名（一地方部から各一名）計一八名を委員に指名し、この後、やはり委員に付託された監督資金融局法案と組織一〇周年記念募金の件と併せて審議されることとなつた。

資金と募金関係の審議は既述したので、第八・九・一一号議案関連の調査特別委員報告をみておこう。それによると、教区改正に関しては次の四方針にもとづいて、北東京・南東京・京都・大阪の日本本土の四監督と、その四監督が各々一名ずつ指名した委員の計一二名によってこの第七総会で特別委員を組織し、次回総会で報告させることになった。

#### 一 将来日本監督教区トシテ最モ適當ナル区画ヲ定ムルコト

一一 右ノ教区内ニ於テ若干ノ自給教会ヲ生シ監督資金ヲ準備セル時ハ総会ノ決議ヲ經テ監督推举ヲ行

三 前同一ノ教区二個以上ニ及ブトキハ更ニ監督ヲ  
推举シ或ハ両教区会ノ協議ヲ以テ兼任スルコトヲ  
得セシムルコト  
四 以上ノ如キ監督教区ノ設立アル迄ハ現在ノ儘ト  
スルコト<sup>(6)</sup>

## 二 第八総会の三議案

### 監督教区制定委員会報告

これにより、一九〇二年の日本聖公会第七総会で提出された第八号議案の東京・大阪の英米監督に関する提案は凍結された。そして、将来の日本監督教区として区画を定め、その教区内で一定の自給教会が監督資金を準備したときに、総会決議を経て監督を推举するという第九・一号議案の教区組織案を参考にした方針が示されたのである。こうして、一九〇五年（明治三八）年の日本聖公会第八総会は、一定の区画内で自給教会が監督資金を準備することで日本人監督教区が組織されるとの方向性において報告と審議をおこなった。

#### ① 多数意見——地方部か隣接二地方部内の自給

##### —— 一〇教会——

監督教区制定委員報告の多数意見（委員会書記・多川幾造）は、日本監督教区として、地理的にももともと適当な区画を確定することは困難であるため、現在の一地

方か接近する二地方部内で一〇以上の教会が自給して、監督俸給に対し相当の負担ができる場合に、適当な教区新設を総会に請求することとした。

#### ② 少数意見——新設（全国七教区）の一教区内の

##### 自給六教会——

少数意見（委員・田村初太郎、名出保太郎）は、将来の日本監督教区は、北海道と九州を除き、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島とし、一教区内に少なくとも六以上の自給教会が生じたとき（二教区にまたがる場合は両教区で一〇以上の自給教会）は、監督の任命を乞うことができるとした<sup>(7)</sup>。

この相違は、多数意見が地理的に教区を確定せず、一地方部か二地方部内で自給教会数を一〇以上としたのに対し、少数意見は日本本土に七教区を日本監督教区として制定し、自給教会数を一教区内で六以上としたことであった。

### 早川喜四郎案——区画と自給教会数を限定しない監督教区案——

第八総会はこの二報告を二議案とし、さらに「自給教会ヲ以テ日本監督教区ヲ組織スル事」（早川喜四郎提出）を加えた計三議案が提出された。この第三の早川議案は、一定の区画を必要とせず、自給教会数も限定しないもので、現行の英米監督管轄地方部との間で摩擦が生じる可

能性も考えられただけに、賛成が名出保太郎・山田祐（聖職代議員）、反対が白石村治（信徒代議員）という賛否の大議論を巻き起こした<sup>63</sup>。このため、ここでも三議案を一括して委員に付託して次回総会に報告させる<sup>64</sup>という延期措置に終わってしまった。この第八総会では、この早川案の大議論の後、オードレー・南東京地方部監督が「日本監督を早く欲しいといふのは御尤で又我等も希望すると寛大に出て、切て曰く、権利を得んと望むはよし、左れど権利には責任伴ふべきもの、有体に云へば、日本聖公会の事業は財政上の責任充分に尽くされずして、先づ事業企てられ、権利要求さるにはあらざるかと。此くて数ヶ条の実例を挙げて自説を証したとき、議場稍顏色を失ふた」<sup>65</sup>とあるように、外国人監督によつて日本人が考へる自給への安易な態度が批判される場面もあつた。

### 三 第八総会後の誌上論説

一 地方部または隣接二地方部内の自給六教会案を提示  
一九〇五年の日本聖公会第八総会後になると、後述するように、「基督教週報」には、日本人監督問題や自給問題に関する論説が登場するようになる。一九〇六年（明治三九）年九月二八日の「基督教週報」で、北東京地方部聖職の元田作之進は「聖公会の日本監督と外国伝道会

社」と題する「社論」のなかで、第八総会で選ばれた委員による教区制定案の主旨について解説し、一地方部か隣接する二地方部内の六個以上の教会において、各々日本人司祭一名以上を持って自給したものの協議で、幾つかの条件を具備した場合は、相当の手続きを経て教区を定め、日本人監督を持つことができるという内容を紹介したうえで、これが、まず「理想的教区」を定め、その後にその教区内の自給を奨励するものではなく、初めに自給を奨励し、その結果として教区を制定するものであるとして、次回総会提出予定の多数意見と早川案を基礎にしたこの教区制定案（六個以上という自給教会数は少數意見を採用）を評価している。

### 日本人監督と外国人ミッションとの関係

#### —英米伝道協会の回答—

次に元田は、監督教区をともなう日本人監督が任命された場合の外国ミッショントの関係を英米監督に問い合わせ、マキム米国人監督とオードレー・英國人監督が各々母国の伝道母体から得た回答を読者に紹介した。次の質問123に対しても、英米ミッションとも共通の回答をしている。それによると、日本人監督の俸給全部または一部を外国ミッショントは負担するかどうかとの質問<sup>1</sup>に對しては、負担しないと返答した。日本人監督管轄の教

区内に存在する外国ミッション経営の学校、病院、その他他の機関の維持を従来通り継続するかという質問<sup>2</sup>に対しては、その該当機関は日本人監督の管轄外とし、財産をミッションが管理することで、該当機関の維持を継続すると返答し、原則として新事業は日本人監督区で経営すべきであるが、外国人監督と協議合意のうえ外国ミッションに請求したときは、ミッション側は新事業を創設維持することもあると付言している。そして、日本人監督区の日本人聖職・伝道師の俸給と伝道費を負担するかどうかという質問<sup>3</sup>に対しては、従来通り負担すると返答しながらも、教会の自給独立を奨励し、古い伝道地は年々補助金を減少するとも付言している。

最後に、従来日本人聖職を按手するためには、教会の会衆がその俸給の幾分かを負担すべき条件を付した外国人監督の方針を外国ミッションは承認するかどうかとの質問<sup>4</sup>に対しては、米国側は次のように回答している。米国聖公会の法規は執事を按手するために、別に教会による招聘を必要としておらず、米国の慣例と同じとなることを望んでおり、聖職候補者となつて聖職の使命を受けた者に主教が伝道開始の事業に従事させる場合、その俸給の幾分かを負担する会衆がないという理由だけで、按手を拒むことはよろしくないこと。けれども、会衆が定住牧師を望む場合には、その俸給の少なくとも三分の

一か半額を負担することは当然と思われること。創立から五年経過した講義所は、定住牧師を招くよう奨励することがよいこと。日本人聖職の数が教会数を超えた場合は、新任聖職に新伝道地を開拓させることがよいことなどを伝えて、聖職按手に条件はつけないものの、定住牧師招聘には応分の負担を求めている。これとは対照的に、英國側の返答は、聖職按手の施行には英國での慣例と同じように、当人の一定の事業とその俸給に対する定額の契約を必要とすること、そうした契約金は中央の資金局に入れること、しかし、その契約金の一部を英國の補助金から支払うことは日本人聖職の独立を妨げることにならないと伝えて<sup>5</sup>、聖職按手の慣例は米国と異なつて俸給への契約を必要とするものの、英國からの補助金を示唆して、慣例は弾力的に運行する意図を提示している。

元田が「英米伝道会社が如何に我日本の伝道に好意を表するか、又た如何に我聖公会の自給独立に同情を有するかは右の応答に於て明かなり」と結んで、早急な完全自給とミッション援助の凍結から予想される痛手はなく、緩やかな自給志向とミッション援助の継続による従来の教勢維持を保証していることは、日本人監督とその教区制定という日本人念願の教会自治を実現させる自給教会が日本全土でもいまだわずかで<sup>6</sup>、その経済基盤がいかに薄弱であるかを図らずも物語るものであつた。

## 四 第九総会決議

第一 関係教会ノ主任長老及ヒ教会委員代表者ノ

連署スルコト

日本聖公会監督教区制定案—地理上隣接する自給六教会—

一九〇六年九月一八日の『基督教週報』の社論前半で

紹介された監督教区制定情報から一〇カ月以上のちの一

九〇七（明治四〇）年七月一九日、『基督教週報』は翌

年の第九総会に提出予定の日本監督教区制定委員の報告

を掲載した。それは一年前の元田情報と同じものであつ

たが、教区制定申請の三条件が新たに示されていた。一

つは「監督ノ俸給一分ノ一以上ヲ負担スベキ確定財源ヲ

有スルコト」、二つに「監督俸給額及之ニ対スル教区ノ

負担額其払込手続ニ関シ監督資金局ト協議シ其同意ヲ得

ル事」、最後に「負担額三ヶ月分ヲ監督資金局ニ予納ス

ルコト」である<sup>60</sup>。そして、一九〇八年四

月の日本聖公会第九総会は、次のような決議案第一号

「日本聖公会監督教区制定案」を可決した。

第二

当該教区ノ各教会ハ監督俸給三分ノ一以上ヲ負担スベキコト

第三

監督俸給額及ビ之レニ対スル教区ノ負担額及監督資金ノ補助額ニ付テハ監督資金局ト

協議シ其同意ヲ得ルコト

負担額一カ年分ヲ監督資金局ニ予納スルコト

第四

日本聖公会教務局ニ於テ教区設置ノ申請ヲ受ケタルトキハ審査ノ上定期又ハ臨時總会ニ報告スベシ該申請ヲ推薦スル場合ニハ教

区ノ名称及ヒ教区区画ヲ付記スベシ

第三条

定期又ハ臨時總会ニ於テ教区ノ設置ヲ認可シタル場合ニハ申請人ノ先任長老ヲシテ

法規第九章ニ準シテ教区会ヲ招集シ監督ノ選挙ヲ行ハシム<sup>61</sup>

### 第一条 日本聖公会監督教区ヲ設置スルニハ地理上

相隣接セル教会中邦人長老（現在の司祭—

引用者）一名以上ヲ有シテ自給シタル教会

六個以上ノ協議ニヨリ本條規定ノ設備ヲ了

シタル上日本聖公会教務局ヲ經由シテ認可申請ヲナスベシ

第九総会で可決された監督教区制定案を直前の起草案と比較すると、教区内の各教会が負担する監督俸給額が二分の一以上から三分の一以上に減額設定されたものの、中央の監督資金局への予納額は負担額三ヶ月分から一カ年分へと増額している。低額設定された監督俸給の教区

負担額も、当初の予想をはるかに下回る中央の監督資金局の現在残高をみれば、三分の一ではなく、三分の一以上（二分の一や三分の一を含む）になる可能性がかなり大きかった。

### 完全自給とはならない日本人自治教区

従来、日本人の立場から、日本人監督の教区制定に関して難点と思われていたものに、自給教会が組織する教区と同じ地域範囲に存在する、自給教会以外のミッション補助の教会を日本人監督の管轄下に置けるかどうかという問題があった。これは外国ミッションが任意にそれを日本人監督管轄下に移せば「美事にして又教区の便利なれども、日本人側より請求し得べき筋のものにあらずと思はれ」ていた。しかし、一九〇八（明治四一）年のこの第九総会での決議案によると、例えば六個の自給教会が大阪にあれば、大阪を新設教区とし、もし大阪市内に非自給教会（ミッション補助教会）があつても、それは大阪教区の日本人監督の管轄に入ることになる。そしてこれは、以前一九〇六（明治三九）年九月の『基督教週報』社論で紹介されたように、英米の伝道協会が認めいたため、監督教区制定問題は容易に事を運んだと『基督教週報』は論じた<sup>60</sup>。たしかに、組織成立二〇周年から一年経た第九総会で日本人の監督教区制定が法規

に定められることになったことは、一九〇一（明治三五）年の第七総会で討議されてから六年を経過していただけに、日本人関係者にとっては感慨もひとしおであつたろう。しかし、この教区制定案による新設教区は、日本人監督区管轄内地域に、日本人監督の管轄下であるが外国ミッションから援助される未自給教会と、日本人監督の管轄権がない外国ミッション経営の学校・病院・その他の施設機関が存在するという、完全自給からはほど遠い変則の日本人自治教区になるのであつた。

### 監督教区制定案討議の総括

第七一—第九総会までの監督教区制定案の討議を総括しておこう。一定分画の教区説（法規派）と自給教会区（教会同盟派）の二派のうち、前者はH・J・フォス監督、深田直太郎、今井寿道、木庭孫彦（以上、聖職代議員）、後者は早川喜四郎（聖職代議員）、中津親義、岩佐琢藏（以上、信徒代議員）らであった。そして、とにかく議事の延期を主張する延期派（議案派）は杉浦貞次郎、安田繁太郎、川口栄之進（以上、信徒代議員）らである<sup>61</sup>。第七総会からはじまつたこの監督教区制定問題は、第八総会までは付託委員案にみられるところ、一定の区画を定めたうえで、自給教会が監督資金を準備することで新設教区を形成するという方向性で展開されていた。つ

まり、一定の区画説と自給教会同盟説を併存した内容であった。第八総会で提案された三議案のうち、多数意見と早川案は、区画を設定せず自給教会による教区形成という点で共通したものとなり、自給教会同盟の教区説は第八総会を制した。しかし、賛否両論を巻き起こした早川案は、区画も自給教会数も設定しなかったため、一地方部内または隣接した二地方部内から一定の自給教会数を設定していた多数意見とは相違したニュアンスで受け取められ、革新的な内容として評価されていたようである。早川案がもし全国の自給教会によって日本監督教区が制定されると解釈されれば、その自給教会が現行地方部にまたがる可能性はきわめて高く、そうなれば必然的に生ずるであろう英米監督管轄権との摩擦が懸念されたからである。けれども、一九〇七（明治四〇）年六月には、米（南北）加メソヂスト三派が合同して日本メソヂスト教会を設立し、日本人監督に本多庸一が就任していた。二〇年前に英米聖公会ミッションが合同し邦人組織が成立したにもかかわらず、いまだ邦人監督をもたない日本聖公会の邦人機関誌『基督教週報』は同年六月、羨望の響きをもってこれに対する祝言を掲載し<sup>64</sup>、翌一九〇八（明治四一）年一月と二月にもこれに刺激を受けた「日本監督教区問題」「再び日本監督管轄権問題に就て」という文が掲載されている。その要点は、全国の自給教

会を日本監督の教区とするという「いわゆる早川案」を改訂して、現在の六地方部を監督教区とせず、メソヂスト教会のように全国を一監督教区とし邦人監督が統括すること。現在の六地方を伝道区と改称し、外国人主教が外国の伝道主教として自給教会以外の教会講義所や諸制度を管轄し、自給教会には邦人監督の管轄権が及ぶこと。邦人監督と外国人監督との関係は、日本聖公会監督としては邦人監督を主にして外国人監督は補佐監督とし、外国ミッション派遣の伝道監督としては独立して、邦人監督はその上に何の権利もないことという内容である<sup>65</sup>。このように早川案は大きな反響をもたらすものであった。

しかし、第八総会での法規派と議案派による綱引きや、中央の監督資金局の思わずくない集積状況も影響してか、第八総会は三議案を一括して委員付託として延期措置を取つたため、第九総会になつてようやく、自給教会同盟派の多数意見にもとづいた議案に軍配が上げられることがになった。こうした遅れの最大の原因は、「邦人監督教区問題に於て早川案程理想的完美なるものはあるまい、然し今の所早川案は聖公会の革命思想の様に誤解されて居る、是れ日今の地方的秩序を破るからでもあろう」という『基督教週報』の「総会院外の評論」<sup>66</sup>が端的に示すように、可決された自給教会同盟による教区制定が、既述したように完全な自給教区とはならないミッション

援助を依然として必要とするものであったにもかかわらず、現在の英米監督管轄による地方部中心の秩序が破壊されることが憂慮されて、ことに同じ教会同盟派である早川案が聖公会の革命思想のように誤解されてきたという現実が横たわっていた。これは、居心地のよい英米監督管轄にもとづく地方部制がいかに日本人に定着していったかの傍証であろう。こうした状況では、日本メソヂスト教会のように全国を一監督区として、邦人監督を擁立するというような早川改訂案は日本聖公会においては望むべくもなかった。

第九総会でこのように日本監督教区制定問題が決着したとはいって、ここで「日本人監督設置の可否を論ずることは問題外の議論」であった<sup>60</sup>。事実、この総会は「邦人監督聖別準備ニ関スル件」として、同年のランベス會議に出席する日本聖公会の英米人監督に、日本人監督聖別に関する条件を英米聖公会有権者と協議することを要請するという二〇号議案を可決したにとどまっている<sup>61</sup>。一九〇八年四月二十四日の『基督教週報』は、第九総会余聞として、「第九総会の議案は監督教区を定めず、邦人監督の設置を述べず、只其手続き法案に過ぎない。斯の如き手続き案は聖公会の法規組織として第一の総会に出るべき筈のものである」という評論を掲載している<sup>62</sup>。まさにこの時、組織創立総会からすでに二〇年以上が経

過していたのである。

第九総会で実現したことは、日本人監督が管轄権を有する教区を制定する条件が改正法規として総会の可決を得たという制度上の法的整備にすぎなかつた。そしてその基幹的条件は、自給教会による監督資金の準備という経済問題に集約される。つまり、一地方部内または隣接の二地方部内で六個以上の教会が完全自給すること、そしてさらに、その自給教会が監督資金を準備することが前提条件であり、各地方部からの寄金が集積されている中央の監督資金融局からの一教区への監督資金に対する補助金は、第九総会直後の監督資金融局委員会で資金利子の三分の一以下と規則に明記されたため、第七総会当初の予想をはるかに下回る監督資金融局の現在残高をみれば、とても中央からの援助に依存することはできないことが判明してきていた。こうして、地方の教会自給問題は当面の課題としてこれまで以上に強く認識されることになつた。それはまた、現行地方部内または隣接する二地方部で六個以上の教会の自給と監督資金の準備が整わない限り、英米人監督管轄の現行地方部は半恒久的に継続機能することも意味していた。自給教会同盟派が勝利した監督教区制定決議案は、日本人の自給自治監督区に対する各地方部内諸教会の自給意欲の試金石となつたのである。

### 三章 日本人監督論

#### 一 第九総会の諸論

日本監督教区制定案を可決する一九〇八（明治四一）年の日本聖公会第九総会以前は、中央の監督資金局が一九〇二（明治三五）年の第七総会で設置されていただけで、邦人監督が管轄権を有する教区に就任する法規が存在しなかつたため、法的整備と邦人監督待望論が混在したまま諸説が飛び交うことになった。

#### 尚早論と現状肯定論

多川幾造は、第九総会一年前の一九〇七（明治四〇）年三月一二日の『基督教週報』で、「邦人監督問題」と題し、その速成論と尚早論を紹介している。速成論の代表者は『大阪教報』誌上にほとんど毎号、邦人監督の早立を極論するという京都地方部聖職の名出保太郎。尚早論の代表者は同派英國系邦人機関誌『日曜叢誌』二〇六号に「日本聖公会実力問題」と題し、1聖職人員の微弱、2信者総数の不足、3出資力の不況を挙げて、邦人監督尚早論を唱えた南東京地方部信徒の佐伯好郎である。そのうえで多川は、まず邦人監督問題が先か、教会各個の自給問題が先かを考えるべきであると問題提起しながら

も、「自給とか独立とか云ふものは作るべからず生れ出でしめざる可からず。温室に早く萌芽を生ぜしめ、花果を早熟せしむるは一つの方法なるも、自然に発育して生々繁茂し累々成熟するものに若さるなり。教会の自給は方法を講ずるよりも、伝道に活動するを最先とす、斯の如く日本聖公会の自給も独立も全公会委員の活動の結果ならざるべからず」と抽象論を展開して、早立・尚早の両説とも肯定的に解釈した<sup>33</sup>ため、自らの問題提起への決定を回避しており要領を得ないと、南東京地方部信徒の岩佐琢藏に批判されることになる<sup>34</sup>。しかし、多川に代弁されるこうした現状肯定論は、外国ミッションへの経済依存から脱する早急な見込みがともなわない以上、無理な自給断行や邦人監督待望は、現状をより苦しくすることになると理解がうかがわれ、その意味では尚早論に近い立場であった。

#### 尚早論・神為説・非尚早論

一九〇八年の第九総会では、尚早論、神為説、非尚早論の諸派による邦人監督論が入り乱れ激しく展開された。それによると、尚早論は「此輩もし黙りなば石も叫ぶべし、邦人監督尚早は石的絶叫なり」という管寅吉（聖職代議員）と「邦人監督よりも教区よりも先づ監督資金を募集せざるべからず、金の教区を広め、金と云へる人を

聖成せざるべからず」という皆川晃雄（聖職代議員）が代弁した。神為説は「今や聖公会は人物の経済と、必要な節度を計らざるべからず」という白石村治（信徒代議員）と「万人相寄りて一人の監督を聖成する能はず」というA・F・キング（Armine Francis King/英国人聖職・大執事）。非尚早論は「日本の聖公会は日本人之に当らざるべからず」という大塚惟明（信徒代議員）、「教育の実力は信者の自覚より起り、信者の自覚は自治に出づ」という岩佐琢藏（信徒代議員）、「聖公会員に自給思想の著しく発達して、而かも自給せざるは他厭力の存するあるが故なり」という村田里（信徒代議員）、「吾人らは時を作らざるべからず、時は人を待たず、人亦時を待つべからず」という山田祐（聖職代議員）らが論陣を張った。<sup>10</sup>

結局、第九総会は、六年前の第七総会以来の懸案であった日本監督教区制定案に関して、隣接する六個以上の自給教会が、監督の俸給・住宅費・運動費など必要な監督資金を準備したときに、新教区申請を行い、総会認可後の第一回教区会において日本人監督の選挙を実施すると、自給教会同盟派が主張した改正法規を可決する。けれども、他方で、尚早論が論拠としたように、設置されてから六年後の第九総会報告による中央の監督資金局の現在残高は、組織成立二〇周年の記念募金から一年経

過していたにもかかわらず、当初の予想をはるかに下回る額となり、教区を形成する母体となる地方部内の自給途上の諸教会は、監督資金に関する中央の監督資金局からの補助金に多くを依存することはできないことが判明してきた。

このため、第九総会後の邦人監督論は、引退や逝去にともなう現任外国人地方部監督の後継監督に日本人を着任させるような現実的対処を探る試みと、日本人が新設の副監督や補佐監督として着任し得る可能性を法規改正によって模索するという、二つの方向性において展開された。とくに前者の場合は、当該地方部の管轄権をもつ外国ミッションの同意と協力が必要となることはいうまでもない。

## 二 現任地方部（外国人）監督の後継の可能性

### 南東京地方部オードレー監督の「強き補佐」論と辞任

第九総会後の一九〇八（明治四一）年七月、帰英中のウィリアム・オードレー南東京地方部監督が緊急手術を受けたという事態に見舞われたため、オードレーは八月中旬に東京在住英國人宣教師A・F・キング大執事に対し、再度日本へ帰任するためには「強き補佐を同伴すべし」と述べ、この見解を同地方部常置委員会その他に時機をみて漏らすように指示した。そこでキングは同年九月

月一二日の常置委員会例会でこれを伝えたが、「強き補佐」の意味などが不明瞭なため、委員会はさらにキングにオーデレーの意図を確認するよう交信を求めた。そこで、キングはオーデレー宛九月一七日発信書簡で、この「強き補佐」がいわゆる「補助監督」であれば、日本聖公会史上先例がないため、現行の日本聖公会法憲法規との整合性を考慮することを伝えたところ、一週間後にオーデレーは、自分の生命が一年続くとすればその二年余り、オーデレー監督の補佐として、英國教会ドーキング監督セシル・ボウフラワー（Cecil Henry Boutflower）の一宣教師の身分で東京に赴任してもいいことなどがその意図であり、地方部や日本聖公会に諮るべきがないこと、もし近い将来監督欠位が生じた場合に、日本聖公会のいずれかの地方部においてセシル監督が選ばれて当該地方部の監督となることを、本人もカントベリー大監督も了解していると返信した。南東京地方部常置委員会は九月一九日、このオーデレーの解釈を受け入れ、セシル・ボウフラワー監督歓迎の意を英國側に伝えているが、同年一月七日になるとSPGからオーデレー監督辞任の電報を受けることになった。このため、セシル・ボウフラワー監督はオーデレーの後任として、一九〇九（明治四二）年二月一八日南東京地方部監督に着座したのであるが、この南東京地方部監督の「強き補

佐」や後任監督問題で、その候補者に日本人の可能性も暗示されはしたもの、実際に検討されることはなかつた。

インド聖公会（英領植民地）との相違—監督管轄権の有無  
一九〇九年一一月二〇日には、九州地方部監督にアーサー・リー（Arthur Lea）、北海道地方部監督にウォルター・アンドリュース（Walter Andrews）が英國で監督按手を受け<sup>68</sup>、CMSの独占伝道地であった九州と北海道の各第二代監督も外国人宣教師（CMS）が着任する。同じころ、インド人監督問題が生じていたインド聖公会（英國植民地領）では、日本人監督を待望する日本の二地方部（九州、北海道）で、このように英國人監督を要請したことは、英國人監督が日本人監督に優っている暗示であり、インドでの問題の参考事例になるとしてインド人監督尙早論が唱えられたため、インド聖公会から問い合わせが届いた。『基督教週報』編集者の元田作之進はこれに応え、英國のインド伝道は英國民にとって、自發的な外國伝道ではなく、植民地への義務的な領地伝道であり、その維持資金が英國からであろうとインド人からであろうと、監督管轄権の問題が生じることはない、適任者があればインド人を監督に任命することに支障はないであろうが、日本は政治的に英國の支配下にないた

め、日本では英米ミッショնに経済依存せず、自給による管轄権をともなう日本人監督区を目指したうえでの現状であることを紙上で力説している<sup>④</sup>。このように、自給による自治（管轄権の所有）という日本にとって究極の目標は長くて遠い道のりにみえた。

日本人監督の自給可否を問わないカナダ聖公会への謝絶さて、一九一一年（明治四四）年の日本聖公会第一〇総会になると、南東京地方部から新潟・長野・愛知・岐阜の四県を分割してカナダ聖公会の伝道監督管轄地方部（「中部地方部」）とし、カナダ人監督を招聘する議案が提出される。この時、カナダ人宣教師は、日本人監督の管轄下でカナダ人聖職も働く用意と意志があることを明言しながら、カナダ聖公会当局が初代監督に日本人を任命することを望むかどうか総会の見解を求めたところ、指導的な信徒代議員が日本人の気持ちを代弁してこう答えていた。「誤解のないよう申し上げますが、私たちには外国のご好意に甘えて日本人監督を選んでいただこうという意図はありません。私たちが私たち自身の手で監督を選び、その人を支えることができる日が来るまで、機の熟すのを待ちたいのです」。総会代議員全員もこれに賛同した<sup>⑤</sup>。このため、第一〇総会は、日本聖公会在職主教連署でカナダ聖公会に伝道主教派遣を招請する議

案と、カナダ聖公会伝道主教管轄地方部の設定に関する議案を可決し<sup>⑥</sup>、一九一一（明治四五）年一〇月一八日、カナダのモントリオールで監督按手を受けたH・J・ハミルトン（Heber John Hamilton）が中部地方部監督に着任することになった（第一回中部地方会は翌一三年四月二六日）。ここでも、日本人は自給に執着することで、管轄権をともなう日本人監督誕生の絶好の機会を謝絶したのである。

ただ、このときカナダ聖公会派遣宣教師が日本側の自給の可否を問わず、日本人監督管轄下で働く用意と意志を外国语ミッショնとして表明したことは、英米ミッションの権益保持に由来する英米間の対立と、邦人監督問題で自給条件を譲らない英米ミッションの立場とは、一線を画するものとして新鮮な響きをもたらした<sup>⑦</sup>。

#### 英米聖公会の日本人監督聖別の同意条件

これとは対照的に、一九〇七年（明治四〇）年一〇月一四日の米国聖公会監督会は、日本人監督の聖別に同意する条件として次の五項を挙げていた。1日本人監督の管轄教区として一定した別の地方を設け、2カントンベリー大監督、米国聖公会首席監督、在日英米諸監督が、当該日本人監督を真正な信仰と聖潔な生涯の人としてその聖別に同意し、3日本聖公会に日本人監督が少なくとも三

名に達するまでは、米国聖公会首席監督とカンタベリー大監督の同意なくして日本人司祭を監督として聖別せず、

4 前掲条項と、米国聖公会監督会が必要と認める約定条項を掲載した正式協約書を作成し、英米聖公会当局者がこれに同意し、署名調印し、その後に日本人監督の聖別を行うこと、5 日本聖公会は日本人監督の俸給を保証し支出すること<sup>⑩</sup>である。一九〇八（明治四二）年の日本聖公会第九総会は、同年のランベス会議に出席する在日英米諸監督が日本聖公会の代表として、日本人監督聖別準備に關する件を、英米聖公会「有権者」と協議することという議案を可決し<sup>⑪</sup>。一九一一年の第一〇総会ではその条件が報告された。それは一九〇七年の米国聖公会監督会が提示していた内容と同一で、シカゴ・ランベス四綱領や法規改正条件などを付した「日本監督聖別協約書草案」が新たに追記されたものであった<sup>⑫</sup>が、いずれも、第五項の日本人監督の俸給の保証と支出という条件が日本人には重くのしかかる内容であった。一九一一年（明治四四）年の第一〇総会は、このように、英米聖公会による自給を前提とした日本人監督聖別の条件が提示された一方、カナダ聖公会ミッショーンは、既述したように、自給の可否を問うことなく日本人初代監督実現の可能性を探ったのである。

#### 京都地方部後任監督をめぐる誌上議論

英米ミッショーンが管轄権を有する日本聖公会の地方部は、日本聖公会第一〇総会報告の日本人監督聖別の条件を満たさない限りは、日本人監督設置は不可能であるため、S・C・パートリッジ（Sidney Catlin Partridge）（Henry St. George Tucker）を指名して後任監督の推薦を希望した。ところが、米国聖公会伝道協会総幹事A・S・ロイドは、米国人監督マキムに書簡を発信して、京都地方部はこの際、日本人司祭を推薦してパートリッジ監督の後継者として請求することも可能であることを暗示したため<sup>⑬</sup>、一九一一（明治四四）年九月に京都地方部は臨時地方会を開催して、この「大問題」を協議することになった。監督俸給の保証と支出に関する米国側の立場は不明であったが、この米国ミッショーンの対応の変化には、カナダ聖公会ミッショーンの日本聖公会第一〇総会での対応の影響がうかがわれた。こうして、臨時京都地方会の開催前の一九一一年九月、京都地方部がどのような態度表明をするかをめぐって、東京では「大騒ぎ」となり、日本聖公会全体でも注目を集め、「基督教週報」では期待感と尚早論が入り乱れることになった。そこで、同紙編集者の元田作之進は四つの可能性を指

摘する。第一に、大阪は、米国ミッション管轄の京都地方部と英國ミッション管轄の大坂地方部に分割されたが、この大阪と隣接する神戸（英國ミッション管轄）には、六個の独立教会または独立し得る教会があるので、英米ミッション系のこれらの諸教会が連合して法規にもとづく新設教区を組織し得る可能性があること、この場合問題は、教区の各教会の自給に加え、監督俸給の三分の一以上を負担し、負担額一年分を中央の監督資金局に予納できるかどうかであること。第二に、米国人監督の後継者として日本人監督を設置する場合は、当該日本人監督は京都地方部監督であるとともに、米国聖公会派遣の伝道監督の資格を持つため、三年毎の米国聖公会総会監督会に列席し、総会での報告演説や、各教会への巡回演説などの義務があること。第三に、新任の日本人監督は京都地方部監督として、必ずしも米国聖公会伝道監督の資格を併有する必要がないならば、その場合、京都地方部は米国聖公会管轄伝道区とはならず、米国聖公会は財政上の補助にとどまり、組織上の関係は絶たれることになるが、米国聖公会がはたして管轄権を放棄することとした解釈を許容するかどうか、また許容しても財政援助をするかどうかは疑問であること。第四に、日本聖公会法憲法規では副監督制がないため、新任日本人監督を京都地方部監督としつつ、米国聖公会としてはマキム

監督を正監督、日本人監督を副監督とする満足な協約を結ぶこと、この場合、米国聖公会が伝道地に副監督の設置を認可するかどうかが問題であることなどである。

翌週の『基督教週報』には杉浦貞一郎の投書が掲載される。彼によると、日本人監督の成立する場合は、1「純然たる日本監督公会独立教区」が現れた時か、2外國伝道監督の補佐として副監督を任命する時か、3外国人伝道協会派遣の伝道監督として外国ミッションが日本人監督を任命する時かの三つであり、1の場合は、京都地方部単独では自給教会は二、三で、とても監督俸給まで出せる状態でないが、大阪地方部内の大阪神戸の自給教会が参加して教区を新設する期待があること。ところが、大阪地方部ではどうも意欲的ではないようであると慨嘆し、2の場合は、半年足らず前の第一〇総会がこの議案を否決しており、日本聖公会では副監督を設置できないこと。3の場合は、米国聖公会が任命する日本人監督は外国ミッションの被雇用者であり、米国聖公会伝道協会から俸給を受け、米国聖公会の法憲法規に服従しなければならず、日本人の希望する人選となるか疑問であること、また日本人では米国の後援を永久に維持することが困難なことなどを挙げて、日本人伝道監督の派遣を歓迎しないと断言した。また、臨時京都地方会が、監督の性質を変更したり新要素を加えるような問題が生じた時は、

「大に警戒を要することで、一地方会の議権以上の事柄」であると結語するなど<sup>10</sup>、日本人監督成立には悲観的論調であった。

杉浦貞二郎の投書が掲載された翌週の『基督教週報』に、ペンネーム「不沈坊」は、杉浦に同調して、次の三点を挙げている。それは、大阪市は近く第九総会で可決した法規にもとづいて近い将来一教区を成立し得ること、今回便宜的に日本人監督を設置することは「煩を後年に及ぼし」、権威ある総会を「戯議視」させることになること、座禅の達磨に等しいような日本人監督は、到底理想的な活動はできないこと。そして、京都地方部が当初推薦していた在日宣教師タッカーに関しては「同師は宣教師中唯一精心上の日本人であり」と賞賛し、タッカーが京都地方部監督となれば、「現在以上友邦の同情を得」、現存の諸機關を意のままに運営し、伝道資金をもつとも適切な方法に使用できるとし、京都地方部がタッカーを再度監督として推薦することを希望した。つまり、「眞の邦人監督は必ず自給せる日本の聖公会の上にのみ立つべきものである」<sup>11</sup>ことが要件であり、これ以外の条件による日本人監督の実現を拒んだのである。

これに対し、二週間後の『基督教週報』は、杉浦貞次郎と「不沈坊」への反論として、ペンネーム「愛涙」による投書を掲載する。「愛涙」によると、日本人監督に

反対する論拠として、日本人を監督とする場合は、「ミッションより充分なる伝道資金の供給を受くる点に於て一  
大損失があるとか、権威ある総会を戯談視せしむるとか、  
充分の活動を望む事が出来ないとか、権威のないミッションの被傭人では到底駄目であるといった様な頗る露骨な  
議論が臆面もなく現れて居る」とし、これは「一方でミッショントに対する悪感情を顯示しつつ、他方で「邦人に人物なしと云ふ自信力なき」ものの代表的発言であるとして、ミッションとの友好的関係と日本人の資質への自信を欠くような言動を批判した。けれども、京都地方部後任監督問題の「動機が自動的にあらずして、ミッション側の厚意より出でたる者(ママ)であるから」、「邦人中より監督を立て、兄弟等の温情を以て内外協同扶助しつつやつて行く様にしたならば何うであらうか」<sup>12</sup>という「愛涙」の抽象的な提唱では、日本人監督成立に向けての建設的提言とは言い難かった。

日本聖公会全體が京都地方部の「邦人監督推举問題」を注視するなか、結局、一九一一年九月の臨時京都地方会は、自給による日本人監督擁立という路線を選択して、前任監督パートリッジの後継監督を日本人ではなく、在日宣教師タッカーを推薦するとの希望を米国聖公会に要請する決議を採択することになった<sup>13</sup>。そして、翌一九一  
二(明治四五)年三月二十五日、タッカーは京都聖三一教

会で監督挨拶を受け、第一代京都地方部監督に着任する。これ以後、日本聖公会地方部の管轄権を持つ外国人監督の後任監督として日本人が着任する可能性は、一九一七年（大正二）年のセシル・ボウフラー・南東京地方部監督の総会質問まで鎮静化したのである。

### 三 日本人副監督新設の可能性

#### 第一〇〇総会提出の副監督議案の否決

こうした方向性とやや趣を異にしたのが、副監督、補助監督、伝道監督、伝道補助監督など、法規改正による制度上の日本人監督の可能性を探る動きである。

一九一一年（明治四四）年の第一〇〇総会では、「各地方便宜ニ從ヒ副監督ヲ立ツル事ヲ得ベシ」という第八号議案が名出保太郎（聖職代議員）によって提出された。副監督の俸給は誰が負担するのかとの吉澤直江（聖職代議員）の質問に対し、名出は「立ツル事ヲ得ベシ」としているのみであり、「資金なくては立てざるものよし」と答え、大橋麟太郎（聖職代議員）は副監督が英國教会のサフラガノ（Suffragan）のようなものか、米国のコアジュター（Coadjutor）のようなものかを質問している。その他、大阪地方部から小山音吉（信徒代議員）、左島啓助（信徒代議員）、フォス監督が質問し、佐伯好郎（信徒代議員）は諸監督に意見を求め、木庭孫彦（聖職代議員）は原案に賛成し、鈴木善四郎（信徒代議員）は「憤慨賛成演説」をするが、覚前政蔵（聖職代議員）が延期を主張し、牛島惣太郎（聖職代議員）、河合堯三（聖職代議員）、松村光訓（信徒代議員）らもこれに賛成したため、議場は委員付託説を可決した<sup>63</sup>。このため、委員は次の覚書を修正案とする（括弧内は引用者）。

日本聖公会ハ左ノ条件ノ下ニ地方部監督ノ補佐者トシテ邦人監督ヲ聖別スルコトニ同意ス

一、地方部在住伝道監督ガ其地方会ノ協賛ヲ経タル後該地方会ニ於テ選舉シタル日本聖公会長老（現在の司祭—引用者）三名ノ候補者中ヨリ一  
名ヲ指名スルコト

二、教務局總会ニ於テ制定シタル委任書式ニ基キ補

佐者タル監督ノ職權ヲ明ニスルコト  
三、地方監督ニ於テ其補佐者タル監督ノ俸給旅費ニ  
対シテ責任ヲ負フコト

四、補佐者タル監督ノ選挙法及聖別手続ハ法規第一章第四条及第六条以下代十四条ヲ準用スルコト

しかし、結局、原案もこの修正案も否決された<sup>64</sup>。『基督教週報』掲載の「第十総会傍聴記」によれば、副監督問題が不熱心で冷淡な取扱いを受けたのは、監督經

費問題が原因である。原案では資金があるから副監督を立てようというのではなくて、資金ができるべかといふ一種の希望にほかならず、更に資金の日当てもつかないため、「副監督なんぞと余計な取扱い苦労はせずともよからう」と云つた風な調子で体裁の善い延期、即ち委員付託に終わったのである。傍聴記が、もし資金の拠出が確實で、副監督を置けば置くことができるというのであれば、得失可否について大論争が生じたことであろうと述べる。ようど、この議案も、後任地方部監督問題と同様に、経済問題に遮られたのであった。

#### 東京在住の首班日本人監督要望論

この副監督議案の否決を契機にしてか、邦人監督論は、その後話題に登ることなく時が過ぎている。第一〇総会から四年後の一九一五（大正四）年五月一四日付の『基督教週報』でも、主幹の元田作之進が「ミッションと日本聖公会」と題し、日本聖公会の各教会に自給をうながしつつ、「日本聖公会の今日の状態は外国にある三四のミッションが相団結して一の組織体を造れるものに外ならない」として、「純然たる日本聖公会となるには尚ほ多くの歳月を要するのである」と嘆息してはばかりらず、邦人監督問題の停滞を報じてゐる。

その翌一九一六（大正五）年九月一五日には、南東京

地方部の東京在住教役者会の席上でファーザー・ケリー（Herbert Hamilton Kelly）が「日本聖公会の組織」と題した論文を朗読した。それによると、日本聖公会は初期宣教師がもたらした英米聖公会の監督政治の原則を輸入しているが、その英國形式には幾多の弱点があり、必ずしも日本に適するということを指摘したうえで、機能していない英國教会式とは異なる組織上の「経輪」を立てる委員選定の件を、来年の第一二総会で議決し、日本監督に関するこの問題を調査することを要望したのである。これに触発されて、一九一六年一二月八日付の『基督教週報』には、山県与根二が「邦人監督と日本聖公会統一主義に基く官見」と題して、次のように持論を展開する。山県は、自給現況から東京よりも先に大阪での日本人監督が任命されそうであることを懸念して、国政と教会政治を類比することで、總理のような特權を付した首班の日本人監督を一人限定して任命し、その日本人監督を日本の中央である東京に置くことを主張したのである。山県は、その後の日本人監督は規定の法規通りに設置していけば、内治は整頓し秩序あるものとなって統一主義を徹底し得ると唱えている。この見解を、日本聖公会全体を一管区としてその首座監督（プライマート）を置く現行制度（現行制度では首座主教はいづれかの教区主教である）の原型を描写したもの

と理解すれば、一九〇八（明治四二）年のメソヂスト教会の日本人監督誕生に触発されて、同年の『基督教週報』に連載された、全国を一教区として日本人監督管轄区とするような主張<sup>※</sup>の再現といえるであろう。しかし、山県は東京在住の首班日本人監督の管轄権の問題を、外国人ミッションとの関連でどう考慮するのかなどに全く触れておらず、粗い内容であることは否めなかつた。

#### 四　日本人伝道監督・外国人補助監督と外国人 伝道監督・日本人補助監督の可能性

##### 南東京地方部セシル・ボウフラワー主教の質問

副監督議案を否決した第一〇総会から六年後の一九一七（大正六）年五月の第二一総会に、一九一六（大正五）

年のファーラー・ケリーの要請を考慮してか、セシル・ボウフラワー・南東京地方部監督は、「邦人ノ伝道監督及び外国人ノ伝道監督補助監督ヲ立ツルコトガ第十総会ニ於テ副監督ヲ設立スルコトニ閑スル案ヲ否決シタルコトニ抵触スルヤ」という質問を提出した。このため第一二総会は、委員を立てて考究し次のような委員報告的回答とした。それによると、第一〇総会で否決した副監督が、副監督設立を否認したものか、その法案が不備または不適当であるからか調査したものか、現在では不明であるため、1日本人伝道監督を立てること、2内外人の伝道

補助監督を立てることは、第一〇総会の決議（副監督の否決）と衝突することではなく、全く新しい事柄であるとし、これを総会第一〇号決議としたのである。しかし、これに関する撤回議案もあった。それは、法規第一章中の追加条項として、「邦人ニシテ伝道監督トナリ日本聖公会ノ地方部ヲ管理スル場合ハ前項ニヨル」という管轄権をともなう日本人伝道監督に関するものと、「補助監督ノ地位權限ニ就テ」は法規中に挿入を望むものの、この問題が継続問題であることを考慮して委員付託とし、次の件を決議してその実行に備えることを希望するとう、ファーラー・ケリーが総会一年前に要請していた「経倫」に相当するようなものであつた。

- 一　日本聖公会ノ伝道監督ハ其管轄区ニ伝道補助監督ヲ要スト認ムル時日本聖公会ト連接スル聖公会ノ監督ヲ之ニ任ズルコトヲ得又内外人ヲ問ハズ監督ニ適當ナル資格ヲ具フルモノヲ選ビ之ニ立ツルコトヲ得  
但シ其人選ニ就テハ地方会ノ意志ヲ尊重シ其聖別法ハ聖公会ノ慣例ニヨル
- 二　前項ニヨリテ監督ニ聖別セラルモノハ法規第一章付則第三項ノ末文ニヨリテ宣誓スルコトヲ

三・伝道補助監督ハ監督ノ依託ニヨリテ其職務ヲ行

フ

- 四・伝道補助監督ハ地方会ニ於テ副議長タルベシ  
五・伝道補助監督ハ総会ニ於テ可否ノ数ニ加ハルコトヲ得ズ但シ其監督ノ代理タル場合ハ此限りニ非ズ<sup>即</sup>

日本人伝道監督、日本人及び外国人の伝道補助監督に関するセシル監督の質問に対しても、日本聖公会総会は全く新しい事柄であることは認めたが、右記の改正法規が議論されない撤回議案となつたことは、総会が抽象的総論は容認しつも、具体的各論に進むことには不賛成であつたことを示している。

在日外国人監督会の不賛成決議公表の是非

翌一九一八（大正七）年、セシル監督は「出来る丈速かに自国人の適當なる者あらば長老なり監督なり外国人に代はらしめるは自然的にして賢き事なり。余自身の場合は之に猶一の考ふべき点を加へて斯る方針の可なるを見る即ち同僚諸監督には之なき國語の不熟練是なり」として、言語能力に限界のある外国人監督では日本において充分な働きができないため、「ミッショソ監督として地方部を主宰し得る程の手腕ある邦人を立つるならば之

によりて布教の進歩を速かならしむる事もある。勿論斯る邦人監督は自給するまで之を真正の日本聖公会監督として取扱ふ能はず。此方針は何處までも合理的なる者と見ゆるなり」との見解を表明して、自給するまでは日本聖公会監督とはならない外国ミッション派遣の伝道監督として日本人に地方部を管轄させることを構想した。さらにセシルは、「監督たる資格の十分に備はりたる人物を得る問題は更に肝要な」ものであるが、「余は今現に日本聖公会のうちに神の恩寵の下に斯る重任に堪ぶる人物の既に存在するを信ずるものなり」<sup>82</sup>として、日本人に監督の資格を備えた人物がいることを確信した。そこで、セシルは南東京地方部に限つて適用される方法として、同地方会が南東京地方部監督として日本人を選挙し、その当選者（被選監督）を、英國のカンタベリー大監督に推薦してその任命を要請し、セシル監督は自ら同地方部の補佐監督としてその顧問となる構想をしたためた。ところが、セシルがこの問題の可否を地方会に諮問する前に、この方針の可否を英國に確認することとし、英國からその回答と公文通告を待つて、同年五月、日本聖公会在職の外国人諸監督は、迅速に次の監督会決議を可決してこれを発表したのである。

日本聖公会が地形に拠る地方部を設け又日本聖公

会自其俸給を支弁する監督を立つるため着々其準備をなしつつあるに鑑み監督会議は邦人監督の就任を熱心に希望する者なるも日本聖公会の自発的行為に待つを以て日本聖公会のために最も有益なる者と思考し且外国より俸給を支弁せられて目下の如き不自然なる地形のミッション地方部の一を主宰する邦人監督を立つる事には不賛成を表せんと欲す。但此不賛成はミッション地方部に於ける補佐監督として邦人を立つることには適用せざる者と思考す（本決議は公けにするを得）<sup>55</sup>。

このように、日本聖公会の地方部管轄権をもつ外国人諸監督は、セシルの日本人伝道監督（及び外国人補佐監督）案に不賛成を公表した。このため、セシルは「自説を固執する事は必ず災を惹起するものなり」として、同僚在日諸監督の決議に「服従」する意を表する一方で、一連の経過報告の最後で持論を展開した。セシルは、「何等かの予見しがたき形勢のあらざる限り茲五十年位の間は邦人教区監督計画の実現は覚束なからんと思ふ」と述べ、「余が死去又は召還の場合、（余が希望し且仮想する如く）余の地方部は約十年前にありし如く余の後継者は邦人たるべきか外国人たるべきかとの諮問を受くるならん」と予言したのである。南東京地方部聖職の佐々木鎮次は、この問題がセシルの脳裏に往来した一企図の範囲を超えるものでなく、内密にも地方部聖職にこの意図を漏らさず、本国当局者にも「単に可能なりや」との意交渉以上には出なかつた「必要のない事件」に対し、日本聖公会の監督会議がセシルに対して非公表の忠告に止めず、「重大な決議を公表」したことは「制肘するが如き形式」であり、「遺憾」であると、日本聖公会の外国人監督会を『基督教週報』上で批判した。<sup>56</sup>

一九一一年（明治四四）年の京都地方部後任監督問題では、外国人監督の後継者に日本人が着任する可能性を米国人ミッションが示唆したもの、在日外国人宣教師が日本人によって推薦されたことは、自給に固執する日本人という路線が原因であった。しかし、一九一八年（大正七年）の日本人伝道監督・外国人伝道補佐監督のセシル構想が、公表以前の水面下での企図であったにもかかわらず、日本聖公会在職の外国人諸監督によって否決され、しかもその決議を公表するという措置が取られたことは、図らずも、自給にこだわる日本人を楯にした、日本人の自給完全履行にこだわる在日宣教師（特に外国人諸監督）という構図を浮き上がらせたのである。佐々木鎮次が監督会決議の公表を鋭く批判したのは、在日外国人諸監督のこの過剰反応にそれを看破したからにほかならない。

米国系聖職でもある元田作之進も、この二か月後の『基督教週報』において「邦人監督問題の再燃」と題した論のなかで、一九一一年の総会で日本人副監督の議案が否決されたとき、「當時外国人側に於ても日本人監督を置くことに就ては表面反対の議論をなさざりしも強て主張もせずと云ふ如き態度を示して居ったが、不思議な事には此問題が否決せらるるや直に日本人はまだ自国人の監督を置くことを好まぬと云ふ通信が其本国に向つて発せられたと見へた。反対決議をなすに至つた理由を付してあつたか否やは不明であるが、其本国人に与へた印象は邦人監督尚早と云ふ事のみであつた、現に予は米国及印度の友人より書面にて其理由を尋ねられた事がある」と述べて、日本人が地方部監督の後任に日本人でなく外国人を要請したり、日本人副監督議案を総会で否決した理由として、自給に固執する日本人の立場を詳説しない外国人宣教師の交信に疑念を抱いている。

現行地方部監督に日本人が選舉されるための法規改正提言  
ところで、元田は「邦人監督問題の再燃」で、セシル監督構想に言及してこの問題を論究した。第一に、セル監督案にもとづいてカンタベリー大監督から日本人監督が任命されたとしても、その日本人監督は、他の在日外国人監督と同様に、外国の法憲法規に左右される外国

の監督であること、日本聖公会としては日本人監督を置く以上は「純然たる」日本聖公会の監督として置きたいとし、この「セシル案は誠に親切なる案にして他に方法なしとすれば吾人はこれにても一時満足すべきも、果して他に良法はなきものにや」と述べるとともに、第一に、セシル監督が補佐監督になるとしても、日本聖公会では「次席監督」や「補佐監督」のようなものを認めておらず、セシル監督は職位が監督でも実務は一司祭として、日本人監督の指示に従うことになり、例えそれをセシル監督が支障なしとしても、日本人監督として「心苦しき感ある」ため、むしろ法規を改正して「次席監督」の制度を設け、セシル監督の下に「次席監督」として日本人監督を置くのが順当ではないか、としてこの二つに関する考究を提唱したのである。そして、その一週間後の『基督教週報』の「邦人監督問題の再燃(二)」で、元田は自らこれに関連した具体的な提言をする。第一に関して、現行の日本聖公会地方部では、日本聖公会の監督選挙を行うことはできず、監督を選舉するためには「地方」が自給によつて「教区」とならなければならず、「故に今日何々地方監督と云ふと雖ども実は日本聖公会の監督でない。外国の監督が日本聖公会を支配して居るのである。地方は法規に依つて日本聖公会のものであるが其地を監督するものは借りものである。今日の情勢にては

何時までも此不都合なる「地方」制を脱することが出来ない。このためこの際、法規を改正して、「現在の地方が地方監督を選挙し得ること」とし、その際日本人監督がもし選挙されても、外国伝道局はその俸給を支払うよう希望したのである。これは地方部の管轄権をもつ外国ミッションが日本人を監督として任命するのではなく、日本聖公会の地方部に監督選挙の権限を付与することを外國ミッションが同意し、そして地方部が選挙した監督が日本人であっても、外国ミッションは従来通りその俸給支出に協力することを願う、事実上管轄権の委譲と経済支援の継続を求めるという都合のいい内容であった。この元田第一提言において、管轄権の委譲が自給を前提とされていないのは、京都地方部監督後任問題でも、セル監督案においても、外国人側の発案であることから、ミッション側の協力的対応の可能性を感じたからである。第二に關しては、「補助監督設置案」の復活を提言し、しばらくは外国人監督を補佐とするより、日本人監督を補助者にすることが穩当であろうとし、日本人補佐監督は、監督としては補助者でも、日本の國家や社会に対する代表的資格を与える、教役者の進退などに關してもその責任を持たすことなどを提案している。

日本人伝道補助監督申請（北東京地方会決議）の否認しかし、翌一九一九（大正八）年四月三〇日開会の第一五回北東京地方会は、地方会に監督選挙の権限を付与するよう提案した元田第一提言ではなく、日本人－伝道監督・外国人－伝道補助監督というセシル監督案を修正した外国人－伝道監督・日本人－伝道補助監督という元田第二提言（日本聖公会法規改正はまだ実現せず）を採用し、「北東京地方部の地区の拡大なると其発展の必要に鑑み米国聖公会伝道会社は当地方に邦人を伝道補助監督として任命せらるん事を希望す」との議案を可決して、北東京地方部監督マキムを通して米国聖公会監督会に日本人伝道補助監督の任命希望を申請した。米国聖公会総会はこれを外国伝道委員に付託し、依託委員は、米国聖公会監督会は米国聖公会に所属しない聖職を監督に任命する権限を持たないため、日本人を補助監督に選定することは、米国聖公会の法規に違反となるとの答申を米国聖公会監督会に伝えた。こうして、長年懸案であった日本人補助監督問題の一部は解決することになった。つまり、米国聖公会が日本で管轄する北東京と京都の二地方部で伝道補助監督の必要がある場合は、日本人は米国籍を所有し、米国聖公会に直属しない限りは、補助監督また監督に選定される資格はないのである。したがつて、北東京と京都の両地方部が今後補助監督を要求し、しか

もその補助監督に日本人を希望する場合は、日本聖公会総会に補助監督設置案を提出して、その議決を求め、日本聖公会の法規上に補助監督を置けるようにしたうえで、該当地方会で補助監督を選挙することになる。なおこの場合、元田は、俸給に関しては当該地方部が支払うことが本筋であるが、外国ミッションが補給することもあり得るため、監督の選挙権と俸給支出問題は別種の問題であると解釈している。<sup>34)</sup>

#### 実らない日本人監督論

一九一七（大正六）年の日本聖公会第一二総会で否決されていた、北東京地方部を分割して東北六県による地方部を新設する北東京地方部提出の議案は、一九一〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会でようやく可決され<sup>35)</sup>、米国ミッション系の東北地方部が新設されることになった。地方部に日本人副監督を置く可能性は、米国聖公会からの任命が不可能なことが判明していたので、第一三総会で日本人補助監督に関する改正法規の実現が望まれていた。このため、一九一〇年の第一三総会には、「補助監督に関する法規改正案」が提出される予定であったが、結局これも前総会同様に撤回議案となつて<sup>36)</sup>、総会で議論されず、東北地方部での日本人副監督の実現も断念せざるを得なかつた。「補佐監督ニ関スル法規制定

ノ件」が総会で可決されたのは、さらにその三年後の一九二三（大正二）年四月の第一四総会においてであつた<sup>37)</sup>。同総会は自給六教会以上の申請という法規にもとづく東京教区と大阪教区の設置を可決し、念願の日本人監督誕生を現実なものとした歴史的総会であつた。このこともあってか、同年六月一四日の臨時東北地方会は、同地方部監督に従来どおりマキム北東京地方部監督の兼任を望んだ後、補佐監督には、改正法規が日本聖公会第一四総会で通過した直後だけに、日本人の可能性があつたにもかかわらず、米国人を希望している<sup>38)</sup>。

第一三総会後の一九二〇年一二月、かつて後継者に日本人監督を指名する可能性を探ったセシル南東京地方部（英國人）監督の辞任予定が伝えられた<sup>39)</sup>。セシル監督は、翌一九二一（大正一〇）年二月一〇日の第一五回南東京地方会における後任監督問題懇談会に先立ち、後任監督問題に関して、一般的希望があるかどうか、もしもあるなら指名するか、もし指名するのであれば誰を指名するか、の三質問を提出した。懇談会では、東京市内に聖公会特別伝道が展開されているのでその経過を見る必要があり、しばらく欠位のままにするという意見、カンタベリー大監督に一任するとの意見、既にある人を挙げて賛成を求める意見、大監督の意中の候補者を聞いてその中から選ぼうという意見などが出たが、これらを総括し

て一般的希望を述べておこうとなつた<sup>⑩</sup>。しかし、結局、約一年後の一九二一（大正一二）年一月二六日に同地方部監督として聖別されたのは、日本人ではなく、英國人サミュエル・ヘーズレット（Samuel Heaslett）であった。かれは同年五月二九日に南東京地方部監督に就任している<sup>⑪</sup>。

こうして、英國教会側が管轄する地方部の後継者に、英國側が日本人伝道監督を指名することではなく、米国聖公会管轄の新（東北）地方部に、米国側が日本人伝道補佐監督を選出することもなく、米国聖公会管轄の新（東北）地方部が、第一四総会可決の日本聖公会改正法規にもとづいて日本人補佐監督を選出することさえなかつた。聖公会の外国人と日本人は、あくまで、自給による新設教区と日本人監督の選出という第九総会が可決した日本監督教区制定案に沿つた法規に固執したのである。したがつて、それが東京と大阪で実現した一九二三（大正一二）年四月の日本聖公会第一四総会まで展開された邦人監督論は、結局は、実を結ぶことなく終息したのであつた。

#### 法規による北海道「教区」設置動向と時限付外国人監督着任要望

一九一八（大正七）年の北海道地方部監督ウォルター・アンドリュース辞任<sup>⑫</sup>後、同年の第一九北海道地方会は、

函館、小樽、札幌、深川、旭川、帶広、釧路、厚岸、網走の諸教会が五年を期して自給し一教区として日本人監督を推薦すると決議する一方、後任監督に前大阪三一神学校長G・チャップマン（George Chapman）を推薦し英國に申請するとの決議をした<sup>⑬</sup>。同年七月五日の『基督教週報』は、巻頭でこれを共感する論調で報じるが、同誌の「読者の声」には、日本人監督設立まで当分の間「教政」を依頼するのはチャップマンに礼を欠くことにならないか、とこれを疑問視する所感が載せられている<sup>⑭</sup>。日本人監督教区を目指す自給期成決議と即座の外国人監督着任の要請決議は、時限明記という折衷要素を認めたとしても、内容が本質的に相反するものだけに理解されにくかつた。その後、北海道地方部はヘーズレット南東京地方部監督が代行管理し、地方会が期した五年後でなく八年後の一九二六（昭和一）年、日本聖公会第一五総会では、「第一五総会ニ於テ北海道七教会ヨリノ教区設置ノ申請ヲ受理シ一切ノ条件ヲ具備シタルモノト教務院ニ於テ認メタルトキハ次回総会ヲ待タズシテ教区設置ヲナシ得ルコト」という「北海道教区設置ノ件」が通過した<sup>⑮</sup>が、結局、翌一九二七（昭和二）年に地方部監督に按手されたのは宣教師G・J・ウォルシュ（Gordon John Walsh）であつた。

この間、英國サイドでは、一九〇九（明治四二）年から一五年間もSPGが宣教師を一人も派遣しておらず、ビカステスが設立した聖アンデレ伝道団の活動も一九二一（大正一〇）年には終結していく。一九二四（大正一三）年にはカンタベリー大主教ランダル・ディヴィットソン（Randall Thomas Davidson）は対日宣教活動維持の可否をめぐり、ロンドン主教アーサー・ナイト（Arthur Knight）を調査のために日本を派遣していたほどであった。ナイトが宣教活動維持の提言を報告したことにより、既述したように北海道地方部にはCMSから英國人主教G・J・ウォルシュが一九一七（昭和二）年に任命されることになったのである。ちなみに、神戸地方部にはSPGから英國人主教ジョン・バジル・シンソンが一九二五（大正一四）年に任命されている。

### おわりに

日本聖公会において日本人監督自治教区への歩みが実質的に稼動したのは、監督資金局が設置され、監督教区改正（新教区法制）案の三議案が提出された、一九〇一（明治三五）年の第七総会であった。しかし、五年後の日本聖公会組織成立二〇周年記念（一九〇七年）を期して募集する感謝献金額は具体額が

決まらず（修正前の原案は二万円）、この総会で新設された中央の監督資金局も、既存の地方の監督資金局との関係を明確にできず、信徒には二重税との印象を与えることになる。その後、一九〇五（明治三八）年の第八総会で地方の監督資金局は中央に収斂されていくことになるが、一九〇八（明治四一）年五月の監督資金局委員会決議で、新教区への監督資金の補助額は資金利子の三分の一以下（一九〇八年の時点で約一二六円、一九一一年で約三三二円、一九一四年で約三四三円）とされ、一九〇二年の時点で約五〇〇〇円が必要と見込まれた監督経費からはとても期待できない金額であることが判明してきた。さらに一九〇八年の第九総会では、新教区は監督俸給三分の一以上の負担とその一年分の予納が決められた。しかも、この監督資金自体も、日本聖公会においては、各地方部に賦課される総会経費、教務局経費、伝道局経費などの強制的分担金ではなく、あくまで自発的寄金の位置づけとされ、一九一四（大正三）年の第一総会からは、教務局を教務院に改組して各局を統合したため、監督資金局も教務院財務局に吸収されて、寄金額は一向に上がらなかつた。結局、一九〇二年の第七総会における修正前の原案で目標とされた五年後の二万円の寄金額に到達したのは、七つの総会と二年後の一九二三（大正一二）年であった。

他方、一九〇二年の第七総会で提出されていた日本監督教区制定問題に関する三議案は委員付託となり、一九〇五年の第八総会における報告と審議後に、同総会での多数意見と少数意見を考慮した、一地方部か隣接する二地方部内の六個以上の自給教会が監督資金を準備したときには新教区が認められるという方向性が定まり、一九〇八年の第九総会において、地理上隣接する自給六教会が条件を満たすことで新教区が設置されるという日本監督教区法制定上の内容が決まった。だが、基幹的要件は経済問題であった。中央の監督資金局からの補助金は低額で期待できず、地理的に限定されたごく少数の自給教会が、課せられた監督資金を準備できるまでは、この新教区法制定は稼動しなかったのである。日本メソヂスト教会のように、日本全国を一つの日本人監督区とすることが可能であれば、全国の自給教会が監督資金を準備することになり、日本人監督教区の実現も容易になつたはずであるが、日本聖公会の場合は、日本全国が英米人監督による管轄下に置かれて寸分なく分割されており、それはできなかつたのである。前号掲載の拙論（宗教的植民地化の断章一在日英米聖公会主教管轄権問題一）『立教学院史研究』六号、二〇〇九年）で指摘したように、日本人による自主的な国内伝道の機会を奪うことに運動した日本聖公会の英米主教管轄権問題は、このように、日本人

監督誕生への阻害要因としても作用したのである。

日本人監督教区制度の法的整備を整える途上において、『基督教週報』誌上で展開された日本人監督論は、諸説が飛び交うこととなつたが、いずれも日本人の自給という条件に拘泥されて、実を結ぶことはなかつた。ただ、一九一一年（明治四四）年の第一〇総会において、カナダ聖公会が新たに管轄することになる中部地方部の監督に、管轄権をもつ日本人を選出することを認める提案をしたのは画期的なできことであつた。一九〇七年の米国聖公会総会、およびその翌年のランベス会議では、日本人の自給を前提とする日本人監督容認の決議をしており、米英ミッションとは対照的なスタンスだったからである。だが、日本人側は、第一〇総会におけるカナダ側の提案を、自給による日本人監督誕生を期すという理由で謝絶した。第一〇総会後の京都地方会においても、初代同地方部監督パートリッジの後継問題で、米国聖公会側が日本人聖職の推薦と請求が可能であることを示唆したため、大議論となつたが、結局、このときも、京都地方会は在日米国人宣教師タッカーを後任監督に推薦することになった。米英ミッションと、日本人関係者は、ともに自給という条件に束縛されていたのである。このため、日本人の副監督、補助監督に関する総会での議案も実を結ばず、一九一八年（大正七）年の英國人セシル監督によ

る、日本人伝道監督—外国人伝道補助監督といふ構想も、在日英米監督の決議によつて否認されてしまつたことになつた。日本人監督問題からは、自給にこだわる日本人を楯にした、日本人の自給完全履行にこだわる外国人という構図も浮かび上がつてくる。

日本人が自給に固執しながらも、それを容易に実現できなかつた背景として、外国ミッションの経済的支援に守られる現地方部制が、いかに日本人にとって居心地の良いものであつたかが推量される。外国人監督が管轄する地方部から脱却して自給を達成するためには、現在よりもはるかに厳しい財政難と苦闘していくことを、日本人関係者は覚悟しなければならなかつたからである。

日本聖公会地方部の自給度に関わる財政状況、および東京・大阪の日本人監督両教区成立までの具体的な足跡については、次号以降で詳論することにしたい。

#### 註

- (1) 米国聖公会伝道機関誌『スピリット・オブ・ミッショنز』の一八九八（明治三一）年一〇月号 (*Spirit of Missions*, October, 1898, p.476) は、このことに触れたうえで、日本人教会の経済的独立の見込みはまだ遠いものの、教会は成長し発展しているので自治と自給の望みは明るく、実現に向けての長い希望が成就される時は時間の問題と認められ、日本人聖職はおおむね安定性と高度なキリスト者の性質を証しており、全教会の高い評価を得ていると論じている。
- (2) *Spirit of Missions*, July, 1902, pp.499-500.
- (3) 『日本聖公会第七回総会議事抄録』一九〇一年、二二〇頁。
- (4) *Spirit of Missions*, July, 1902, pp.476-477.
- (5) *Forth*, December, 1942, p.7.
- (6) *Spirit of Missions*, July, 1905, p.515.
- (7) 「東原南部第三会定期地方会議事抄録」(『日曜叢誌』)一〇九号、一八九九年一月一二三日、八頁)。
- (8) 『日本聖公会第六回総会議事抄録』一八九九年。
- (9) 『日曜叢誌』一一四号、四一—四一頁。
- (10) 『基督教週報』五卷九号、一九〇一年五月一日。
- (11) 『日本聖公会第七回総会議事抄録』一九〇一年、三一七頁。
- (12) 『基督教週報』五卷九号、一二一頁。マキムは米国聖公会伝道機関誌『スピリット・オブ・ミッショنز』一九〇一年七月号で、米國の同情的な信徒がこの基金に献金するべきでないといふ。これは完全に日本人の間から集積され得るもので、それがべきものであると考えていることと言及している (*Spirit of Missions*, July, 1902, p.477.)。
- (13) 『日本聖公会第七回総会議事抄録』一九〇一年四月。
- (14) 『基督教週報』九卷八号、一九〇四年四月一日。
- (15) 『日本聖公会第八回総会議事抄録』一九〇五年五月、四一—四五頁。
- (16) 『日本聖公会第九回総会議事抄録』一九〇八年四月。
- (17) 『基督教週報』一七卷一號、一九〇八年五月十五日。
- (18) 一九〇八年五月の委員会作成の第七条〔毎年一月の報告〕が削除されている以外は同じ内容。
- (19) 『日本聖公会第十回総会議事抄録』一九一一年四月、二九一—二〇頁。
- (20) 『日本聖公会第九回総会議事抄録』一四一—五頁。
- (21) 『日本聖公会第十回総会議事抄録』二二一—二二三頁。

- (22) 『日本聖公会第拾壹總会決議錄』一九一四年四月、二二一一二頁。
- (23) 第二定期總会では、銀行預金利子六四九円二八錢のほかに、監督資金を教務院伝道局に貸しすることで、台南聖公会分の利子四四三円一錢、台北聖公会分利子九九六円二三錢を得て、利子の合計が二〇五三円六一錢となり、資金利子三分の一の金額は六八四円と倍増している。数字上はこうして、資金運用が功を奏しているとみえるものの、七地方部と台灣からのこの三年間の寄金総額五七三円三七錢五厘があるにもかかわらず、監督資金局への前期からの三年間の収金総額二〇三三円三二錢五厘が利子総額二〇五三円六一錢とほぼ同額であるのは奇異である。これは、財務局が監督資金から伝道局に貸し付けた台灣分二八八七円二九錢、台北分三四四一円二三錢を、伝道局が監督資金への負債額として總会に報告しているように、一九一七年の第二総会での監督資金総額一万三三五七円八六錢のうち七三二八円五一錢が手元になかったことを示している(『日本聖公会第十二總会決議錄』一九一七年五月、一四一五、二二一一三頁)。
- (24) 『日本聖公会第九總會議決錄』一三一一四頁。
- (25) 『基督教週報』一五卷二号、一九〇七年七月一九日。
- (26) 『日本聖公会第十總會決議錄』一六一一九頁。
- (27) 『日本聖公会第九總會議決錄』一二頁。
- (28) 同右、三五頁。
- (29) 『日本聖公会第拾壹總會決議錄』一三一一五頁。
- (30) 同右、五〇頁。
- (31) ちなみに、米加メソヂスト系三派は一九〇八年に合同して日本メソヂスト教会を設立しているが、一九一〇年に自給を達成した日本メソヂスト教会山梨郡南方区市川教会の同年度の自給予算における臨時支出のなかには、監督費三五円が計上されている。これは、牧師月給三
- (32) 『基督教週報』一八卷六号、一九〇八年一〇月九日。
- (33) 『日本聖公会第拾壹總會決議錄』一九一四年四月、四二一四四頁。
- (34) 一九一六年第一五總會では、監督資金局の再度設置が改正法規草案で提示されたが(『日本聖公会第十五總會議決錄』一九一六年四月、二五一二六頁、三二一三三頁)、一九一六年第一六總會は、教務院財務局監督資金課へ修正している(『日本聖公会第十六總會議決錄』一九一九年四月、八五頁)。
- (35) 『日本聖公会第十二總會議決錄』一九一七年、一六一一七頁。
- (36) 『日本聖公会第十一總會議決錄』三二一三五頁。
- (37) 『日本聖公会第拾壹總會議決錄』二二一一五頁。
- (38) 『日本聖公会第十二總會議決錄』一四一五、三二一一三頁。
- (39) 『日本聖公会第十三總會議決錄』一九一〇年四月、三二一三三頁。
- (40) 『日本聖公会第十四總會議決錄』一九一三年四月、一四一六頁。
- (41) 監督資金利子三分の一の額が三八五円とすれば、利子は一四五円となる。しかし、『日本聖公会第十四總會議決錄』の教務院財務局報告によると、利子総額は四五二三円あり、銀行利子に限っても一四六三円七六錢とされていて一五一円より多額の数字を記載している。
- (42) これは、監督資金が總會に報告された一九〇五年の第八總會以降、多くの總會における監督資金局(一九一四年の第二總會からは財務局)報告においてみられる傾向である。
- (43) 『日本聖公会第十四總會議決錄』六一九頁。

- (43) 故ウイリアム・オーデレー元南東京地方部主教の残した監督資金。
- (44) 『日本聖公会第十五総会議決録』一八一九頁。
- (45) 元田作之進は東京教区設置二年前の論説で、監督資金二万円に対し  
て年六分の利息とすれば利子は一一〇〇円で、一教区が受けられる利  
子三分の一を年額四〇〇円と算出したうえで、「今日監督資金局より  
受け得べき少額を当てにしては宜しくない」と言及している(「教区  
新設に就いて」(一))『基督教週報』四三卷一五号、一九二一年六月一  
七日)。
- (46) 『日本聖公会第八総会議決録』一四一五頁。
- (47) 『基督教週報』一卷一一号、一九〇五年五月一九日。
- (48) 同右、四一一四頁。
- (49) 同右、四一一四頁。
- (50) 『基督教週報』一卷一一号。
- (51) 『基督教週報』一四卷四号、一九〇六年九月一八日。
- (52) マキムは、一九〇七年六月四日の第八回北東京地方会の演説で、中  
央の監督資金局へ寄付している北東京地方部三〇教会が、他の五地方  
部で寄付をする教会数総計と匹敵していながら、北東京地方はこの時  
点でもまだ一つも自給教会(自給は定住牧師の俸給と借家料のみだけで  
ないと定義)がないと言及している(『基督教週報』一五卷一六号、  
一九〇七年六月一四日)。他方、多川幾造はこの地方会の直前に「大  
阪市内の如きは、已に過半の自給教会あれば」とも言及している  
(『基督教週報』一五卷七号、一九〇七年四月一一日)。ちなみに、一  
九〇六年五月九日開催の日本メソヂスト教会第一八年会に出席予定で  
あったメソヂスト教会伝道会社社長A・ザザーランド博士の求めに応  
じて日本メソヂスト教会在日宣教師が作成したと思われる報告書「ア  
ロテストント四大教派の統計」によると、一九〇五年度の時点では、各
- (53) 派の自給教会数は、組合教会四〇、日本基督教會三一、メソヂスト三  
派一一、聖公会五(聖公会のみ一九〇三年の統計)というよう、聖  
公会の教会出資率は圧倒的に低かった(澤田泰紳、前掲書、一〇〇頁)。
- (54) 『基督教週報』一五卷二号、一九〇七年七月一九日。
- (55) 『日本聖公会第九総会議決録』一三一一四頁。
- (56) 『基督教週報』一七卷八号、一九〇八年一月一四日。
- (57) 『基督教週報』一五卷一七号、一九〇七年六月一一日。
- (58) 『基督教週報』一六卷一一号、一九〇八年一月三一日、同一六卷二  
四号、一九〇八年一月一四日。
- (59) 同右。
- (60) 同右。
- (61) 『日本聖公会第九総会議決録』三七頁。
- (62) 『基督教週報』一七卷八号。
- (63) 『基督教週報』一五卷四号、一九〇七年三月一一日。
- (64) 『基督教週報』一五卷七号、一九〇七年四月一一日。
- (65) 『基督教週報』一七卷八号、一九〇八年四月一四日。
- (66) 『基督教週報』一八卷一三号、一九〇八年一月一七日。
- (67) 『基督教週報』一九卷一号、一九〇九年三月一一日。
- (68) 『基督教週報』一〇卷一三号、一九〇九年一月一六日。
- (69) 『基督教週報』一二卷一七号、一九一〇年六月一四日。
- (70) "MEMOIRS OF HUGH JAMES FOSS", Shoin Historical  
Documents 1, Shoin Joshi gakuen, 1994, p.101. 邦訳は『ジョン・ヒュー  
イムズ・フォス回憶録』松陰女子学院史料 第2集、松陰女子学院、  
一九九五年、一一二頁。
- (71) 『日本聖公会第十総会議決録』四四頁。

(72) カナダ聖公会のこの方針は、一九三五年、第一代中部地方部監督に外国人でなく、日本人（佐々木鎮次）を選出して現実化する。

(73) 『基督教週報』二四卷一号、一九一一年九月一日。

(74) 『日本聖公会第九総会議決録』三七頁。米國聖公会伝道機関誌『スピリット・オブ・ミッショնズ』一九〇八年四月号によると、同年三月一〇日開催の伝道局会議で、早期に一人またはそれ以上の日本人監督、もしくは補佐監督に関する調整が同年七月のランベス会議（ロンブン）で行われるので、米國聖公会の代表も出席する必要があり、その代表としてマキムが出席することを要請された。したがって、この問題でマキムは日本聖公会と米國聖公会の双方の代表としてランベス会議に出席した (*Spirit of Missions*, April, 1908, p.301)。

(75) 『日本聖公会第十総会議決録』六一八頁。

(76) 四年前の一九〇七年一〇月八日の米國聖公会総会会期中の監督会・

聖職代議員会・信徒代議員会による伝道に関する合同委員会（第二回目）は、米國聖公会系の日本人聖職には強力な指導力をもつ者がいるとして、田井正一、元田作之進、阪井徳太郎、落合吉之助、山縣雄社三らの名を挙げ、日本聖公会が日本人監督を望むときが来ていると報告されたことが、翌月即ちの『スピリット・オブ・ミッショնズ』に報じられていた (*Spirit of Missions*, November, 1907, p.899)。

(77) 『基督教週報』二四卷一号、一九一一年九月一日。

(78) 『基督教週報』二四卷一号、一九一一年九月八日。

(79) 『基督教週報』二四卷二号、一九一一年九月一日。

(80) 『基督教週報』二四卷五号、一九一一年九月二九日。

(81) 四年前の一九〇七年一〇月四日の米國聖公会総会会期中の監督会・

聖職代議員会・信徒代議員会による伝道に関する合同委員会（第一回目）は、京都における日本人監督の必要性に関する長い議論の後、日

本の教会のためにもう一人の監督が選出されるときは日本人であることが望まれるが、日本人であろうと外国人であろうと日本人がもっと必要としている者であることが最善であると、満場一致で決議されたことが報じられてくる (*Spirit of Missions*, November, 1907, p.893)。一九一一年の結論も結局これに沿うものとなつた。

(82) 『基督教週報』二三卷一号、一九一一年五月一日。

(83) 『日本聖公会第十一総会議決録』五〇一五一頁。

(84) 『基督教週報』二三卷一号。

(85) 『基督教週報』三四卷一號、一九一五年五月一四日。

(86) 『基督教週報』三四卷七号、一九一六年一〇月一三日。

(87) 『基督教週報』三四卷三号、一九一六年一月一四日。

(88) 『基督教週報』三四卷五号、一九一六年二月八日。

(89) 小林活堂「日本監督教区問題」（『基督教週報』一六卷二号、一九〇八年一月三一日）、同「再び日本監督管轄区問題に就て」（『基督教週報』一六卷一四号、一九〇八年二月一四日）。

(90) 『日本聖公会第十二総会議決録』三九一四〇頁。

(91) 同上、五三一五四頁。

(92) 『基督教週報』三七卷一六号、一九一八年六月一四日。

(93) 同右。

(94) 佐々木鎮次「邦人伝道監督問題に関する諸監督の決議を読む」（『基督教週報』三七卷一六号）。

(95) 元田作之進「邦人監督問題の再燃（一）」（『基督教週報』三七卷一五号、一九一八年八月一六日）。

(96) 同右。

(97) 同「邦人監督問題の再燃（一）」（『基督教週報』三七卷一六号、一九一八年八月一三日）。

- 98 『基督教週報』三九卷一一号、一九一九年五月一六日。
- 99 『基督教週報』四〇卷一四号、一九一九年二二月五日。
- 100 『日本聖公会第一三総会議決議』六五頁。
- 101 同右、七九頁。
- 102 『日本聖公会第一四総会議決錄』四八一四九頁。
- 103 『基督教週報』四七卷八号、一九一二年七月六日。
- 104 『基督教週報』四二卷一五号、一九一〇年二二月一〇日。
- 105 『基督教週報』四二卷一号、一九一二年三月四日。
- 106 『基督教週報』四五卷一〇号、一九一二年六月九日。
- 107 Minutes of the 26th Conference, April 1918,in the CMS Japan Mission Hokkaido Jurisdiction Conference and Stanading Subcommittee Minutes, 1895-1924.
- 108 『基督教週報』三十七卷一八号、一九一八年七月廿四日。
- 109 『基督教週報』五十一五二頁。
- 110 『日本聖公会第十五総会議決錄』五十一五二頁。
- 111 Lambeth Palace Library, Archbishop Randall Thomas Davidson Papers, vol.394. Memorandum from SPG (Bishop H.H.Montgomery) after a long talk with Mr. J.H.Oldham, 12 June 1924. < - ッン・トイネ・「十字架の勝利のため」—英國による対日布教活動の概観（一八六九—一九四五）『日英交流史 一九〇〇—一九〇〇』
- 112 都築忠七、カーネン・ダニエルズ、草光俊男編、東京大学出版会、一九〇一年、三三一九頁。
- 113 アイオノ、同右、三三一九頁。